



創価大学

ISSN 0387-6209

創大平和研究

SOKA UNIVERSITY

PEACE RESEARCH

第 37 号

2022

創価大学平和問題研究所

創 大 平 和 研 究

〔第37号〕

2022年

創価大学平和問題研究所

創大平和研究

第37号 (2022年)

目 次

巻頭言

グローバルな連帯のために …………… 玉井 秀樹 … (1)

【論説】

難民の高等教育 — 補完的保護の優先課題として —
…………… 葛木 文湖 … (7)

【講演】

国際熱帯木材機関 (ITTO)
— 持続可能な開発のための取り組み
…………… シャーム・サックル … (41)
人新世の脅威と人間の安全保障 …………… 近藤 哲生 … (63)
戦後ウクライナの経済再建への道 …………… オルガ・クペッツ … (81)

研究所報

Soka University Peace Research

No. 37, 2022

Contents

Preface

Article

Higher Education for Refugees: As a Priority
for Complementary Protections Fumiko Tsutaki ... (7)

Lectures

ITTO's efforts toward achieving the Sustainable Development
Goals Sheam Satkuru ... (41)
New threats to Human Security in the Anthropocenes
..... Tetsuo Kondo ... (63)
Pathways to rebuilding Ukraine's economy from
the present to post-war Olga Kupets ... (81)

Announcements

巻頭言

グローバルな連帯のために

創価大学平和問題研究所 所長 玉井秀樹

2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が始まった。ロシア軍はウクライナ東部、南部への侵攻をすすめ、首都・キーウの陥落も危惧されたが、ウクライナ軍はこの緒戦の攻撃を耐え凌ぎ、ロシアの進軍を押しとどめたものの、撃退するまでには至らず、戦争は長期化している。

ロシアのプーチン大統領は、この「特別軍事作戦」について、「ドネツク人民共和国」および「ルガンスク人民共和国」の人々をウクライナのネオナチ勢力による非人道的行為から保護するための平和維持活動だと主張した。

しかしながら、プーチン大統領の主張する非人道的行為の事実を訴えるのは、ロシア当局及びロシア政府系メディアがほとんどで、欧米諸国政府およびメディアはこれを虚偽、プロパガンダとして批判している。さらには、ウクライナ軍の反攻により失地回復が進む中で、ロシア軍による非人道的行為が糾弾されるようになった。

国連安全保障理事会のような外交の舞台では、ロシアとウクライナの双方が互いの「戦争犯罪」をあげつらうプロパガンダが展開され、いわば戦場の外での戦争が展開されている状況であり、戦争で最も大きな犠牲者とされる「真実」が明らかにされるには、国際法廷などで膨大な時間を費やすことになるであろう。

プーチン大統領は〈ロシアがこの戦争に敗北することはあり得ない〉とさらに攻勢を強める体制をすすめている。一方、ウクライナのゼレンスキー大統領

は戦車や戦闘機などロシアを撃退するより強力な兵器・軍備の支援を NATO などに要請し、NATO 諸国はこれに応じてウクライナの戦力強化に協力しており、開戦から1年を迎えようとしながら、戦争を終わらせる道筋は見えていない。

その結果、ロシアによる都市攻撃によって多くの市民の生命が奪われている。ロシアの攻撃によって電力などインフラが破壊されたことでもたらされる甚大な被害を考えれば、非戦闘員への攻撃を禁ずる国際人道法に悖る行為が行われていることは明らかであろう。多くの子供たち、女性たち、ウクライナの人々の生命が奪われ、危険にさらされている現状を変えなくてはならない。

ロシア、ウクライナの双方が「正義」ではなく人命を優先し、これ以上の犠牲者を生み出さないためにまずは戦闘停止の合意をすることである。「そんな自明のこと」というシニカルな批判をうけるであろうが、人間の英知はその自明なことすら実行できないという挑戦を受け続けている。

本学創立者・池田大作先生は、2023年1月11日に、「ウクライナの戦闘を停止させよ」との緊急提言を発表された。

そこで私は、国連が今一度、仲介する形で、ロシアとウクライナをはじめ主要な関係国による外務大臣会合を早急に開催し、停戦の合意を図ることを強く呼びかけたい。その上で、関係国を交えた首脳会合を行い、平和の回復に向けた本格的な協議を進めるべきではないでしょうか。

本年は、国際連盟の総会で「戦時における空襲からの一般住民の保護」に関する決議が行われてから85年、また、人間の尊厳が再び蹂躪されることのない時代の建設を誓い合った「世界人権宣言」が国連で採択されてから75年の節目にあたります。

国際人道法と国際人権法を貫く“生命と尊厳を守り抜くことの重要性”を踏まえて、現在の危機を一日も早く終結させるべきであると訴えたいのです。

(ウクライナ危機と核問題に関する緊急提言「平和の回復へ歴史創造力の結集を」
『聖教新聞』2023年1月11日)

提言に示されている通り、今一度、“生命と尊厳を守り抜く”ということ用最優先事項として、破壊と殺戮を止めなくてはならない。誤解を恐れずに申し述べるならば、「正義」の実現はそれからのことであろう。暴力的手段を排した言論による「正義」の実現には時間もかかり、「正義」の名の下に被害を被った人々の苦しみも大きいかもしれないが、それでも「殺すな」という精神が貫かれるべきであると考えます。

この提言ではウクライナ戦争が露わにした分断する世界の危機的状況についても指摘されている。

しかし危機は長期化し、ヨーロッパ全体に緊張を広げているだけでなく、その影響で食料の供給不足やエネルギー価格の高騰、金融市場の混乱が引き起こされ、多くの国々に深刻な打撃を及ぼしています。

すでに今回の危機以前から、気候変動に伴う異常気象の頻発や、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる被害に見舞われてきた世界の多くの人々を、さらに窮地に追い込む状況が生じているのです。

2022年2月、国連開発計画（UNDP）は特別報告『人新世の脅威と人間の安全保障』を発表した。同報告では、UNDPをはじめ国際社会が取り組んできた開発の努力が多くの成果をあげているにもかかわらず、人々の〈安心〉を生み出せていない現実を指摘している。特別報告ではこれを「不安感」の広がりとし、「人間開発に伴い人間の不安感（人間の安全保障の喪失感）が増すという二律背反の関係性は、これまで人間開発の前進が図られてきた方法とウェルビーイング面での成果だけを重視し、人間の行為主体性を無視するという断片的な安全保障へのアプローチから生まれ」と説明している。

例えば、人間開発指数で上位にある国はみな地球環境に負荷をかけており、「気候変動（暴風雨、洪水、熱波）や生物多様性損失（修復不能であると同時に生態系の生産性とレジリエンスにも影響）、人獣共通感染症と関連付けられる新たなリスクを作り出して」きたことを示した。

そして、「不安感が高まれば、信頼感が低下することを示すエビデンスが

あります。もう一方で、対人信頼感の低さは、多くの政府機関や政府自体に対する信頼感も低下させ、人々がさらに不安全感を増す環境を作り出すと指摘しているが、これは各国で社会の分断・対立が激化していることを説明するものであると言えよう。さらに報告書では「暴力的紛争が人間開発の進展と並行して増加するという、『不安全（安全保障の喪失）感を伴った開発』の傾向が現れてきている」ことも明らかにしている。

2003年に人間の安全保障委員会が発表した報告書で示された人間の安全保障推進の柱は「保護」と「エンパワーメント」であった。今、新たな脅威の挑戦を受けている「人間の安全保障」を守り、促進するためには、これに加えて「連帯」が求められるということが今回の特別報告の結論である。分断と対立の克服こそ新たな脅威への最も重要な取り組みであることは、池田大作先生が2022年1月26日に発表された提言「人類史の転換へ 平和と尊厳の道光」においても指摘されていた。同提言では、「コロナ危機をはじめ、世界を取り巻く多くの課題を乗り越え、人類の歴史の新章節を切り開くための要諦」として、以下の3点が示されている。

- 「相互有利性」を第一に考える思想から脱却し、「皆で“生きる喜び”を分かち合える社会」の建設というビジョンを重ね合わせていくこと
- 人類共通の危機に対して、リスク管理的な発想に立つのではなく、「連帯」の精神に基づいて、困難を乗り越えるための「レジリエンス」の力を一緒に育み、鍛え上げること
- 若い世代が希望を育み、女性が尊厳を輝かせることのできる経済〔「働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）」「ケアワークの重視」〕の創出

地質時代的な規模の危機への処方箋を示す報告書や提言が発表された矢先に、ロシアによるウクライナ侵攻が始まったことに事態の深刻さを感じざるを得ない。戦争こそ「連帯」への最大の障害であり、最大の環境破壊であり、人新世の脅威への対応に逆行する行為に他ならない。まずはこの戦争を止めることに英知を結集しなくてはならない。

ロシアの侵攻は、安保理常任理事国による武力行使を止める術はないという国連の制度的限界を露わにした。安保理は集団安全保障という軍事同盟システムとしての国連の核心をなす機関であるが、これはしばしば機能不全に陥っていた。それでも、国連には様々な方法を編み出して武力紛争に対応してきた歴史もある。

ウクライナ侵攻が続く中、安保理にあってロシアは四面楚歌の状況とあってよいが、それでも自ら安保理、国連を退場しようとしていないことに注目すべきであろう。安保理は決定機関としての機能を果たせなくてもロシアとの交渉を続けられる「場」であるという点でたいへんに重要である。

ロシアの侵略行為に対する非難は強く、その正当性を認めないという意見も強いが、ロシアを悪魔化して「排除」するような論理に陥らないことが必要である。〈ロシアが「正義」を主張するなら「殺す」ことを止めて、言論で主張せよ〉とあらためて働きかけるべきである。プーチン大統領は「交渉による解決を否定したのはNATO・米国だ」と主張するであろうが、たとえそうであっても無辜の民を犠牲にする理由にはならないことを訴え続けていくべきである。

このような主張は、リアリスト的立場からすればあまりにもナイーブであり、何よりもロシアの攻撃により犠牲になっているウクライナの人々からすれば無慈悲で無責任なものと怒りを買うかもしれない。それでも誰かの「正義」のために人間、そして様々な生命が犠牲になることは直ちに止めるべきであると考え。そのためにもまずは停戦が求められるのであり、この難事にあたる今こそ国連というプラットフォームが活用されるべき時である。

互いの国民の命を奪い合う激しい対立が生み出す憎悪と不信を乗り越えることはあまりにも困難な道程であるが、不可能な途ではない。そのためには、相手を責めるだけでなく、自分自身も変化する勇気が必要になる。紛争関係にある人々が自他共に変化し、新たな価値を共に創り出すという形で解決を導き出すことが可能になる、ということが紛争解決研究／平和学の知見が示してきたところである。

国連は、国益が錯綜するパワーポリティクスの現場でもあるが、同時に「人

類の議会」としてグローバルな連帯を生み出す「場」でもある。私たちは、ウクライナ戦争の停戦を実現することで、グローバルな危機に立ち向かうグローバルな連帯を作り出し、発展させなくてはならない。

(2023年2月3日記)

難民の高等教育 ——補完的保護の優先課題として——

創価大学平和問題研究所 助教 蔦 木 文 湖

はじめに

2022年、ロシアによるウクライナ侵攻が多くの避難民を生み出し、国連高等難民弁務官（UNHCR）は5月に世界の難民・避難民が1億人を越えたことを発表した¹⁾。日本でもウクライナから避難民の受け入れが行われたことや、前年名古屋出入国在留管理局の施設に収容され非人道的扱いで命を失ったスリランカ人女性への対応から、難民や難民と同様に保護を必要としている人々をどのように社会で受け入れ保護するのが、大きな議論となっている。ウクライナからの避難民も難民申請を行っていたスリランカ人女性も、従来の難民の定義とは異なるが保護を求める人々であり、難民条約での受け入れ議論では取まらない強制移住者・避難民（displaced persons）²⁾をどう受け入れるかが重要な課題になっている。

国際社会では、2000年代以降、EU、国連をはじめ先進各国を中心にこうした人々の保護を意味する補完的保護（Complementary Protection）が議論・実施されるようになり、日本でも実質的に人道的配慮による受け入れという形で行われている。補完的保護や受け入れが、実質的な難民・避難民を受け入れる一つの方途として確立してきているのである³⁾。

そして、その補完的保護の一つが難民の高等教育による受け入れである。これはウクライナからの避難民の受け入れでも見られたものであるが、日本では

2000年代以降、難民支援の NGO や高等教育機関との協力のもと UNHCR や外務省・国際協力機構（JICA）によって難民高等教育プロジェクト、シリア難民留学生プロジェクトなどが開始されている。

さらに、2019年には UNHCR によって15 by 30キャンペーンが開始され、2019年時点で1%であった高等教育を受けた難民の割合を、2030年までに15%にまで引き上げようとの動きが強力に進められている。この取り組みの結果、難民ではない人の世界平均の高等教育就学率（40%）をはるかに下回っているものの、2022年には高等教育を受けている難民の割合は6%まで増加していることが発表された⁴⁾。

この取り組みの背景にあるのは、特に2015年からのシリア難民の増加以降、高等教育を希求する声が高まり支援の動きが進んだことと、これをふまえて2018年12月に国連で採択された難民グローバル・コンパクト（Global Compact on Refugee: GCR）である。GCR は難民条約を補完し国連の取り組みを規定するもので、法的拘束力はないものの国際社会全体の政治的意思と意欲を表明した文書である⁵⁾。

GCR では、難民の受け入れのための補完的経路が難民の保護と解決に必要なものであり、受け入れ国との連帯を強めることに結び付くとした⁶⁾。これ以降、UNHCR はさまざまな補完的経路による難民受け入れに取り組んでいくことになった。その経路の一つが高等教育による難民の受け入れである。

平和にもっとも遠いところにある難民⁷⁾ が社会でよりよく生きていくために、教育が必要なことは広く認識されている。その一方で、高等教育はどうか。初等中等教育に比べその必要性が十分に認識されているとはいえない。しかし、「高等教育システムは、社会における難民の役割を市民が認識することに貢献し、アドボカシー政策と受け入れ国の価値観をより近いものにするという社会の意思を具現化したものである⁸⁾」との指摘があるように、難民の高等教育の拡大は難民が社会とよりよい安定した関係を築き、難民自身の人生と社会の発展の双方において、重要な影響を持つとあってよいだろう。

そこで本論文では、まず補完的保護としての難民の高等教育支援を整理し、EU や国連・UNHCR で提起された点からその意義や位置づけを明らかにす

る。そして、長く難民の高等教育に取り組んできたドイツで1980年代後半に開始されたプログラムと、国際社会の取り組みが大きく広がる2015年以降の難民の高等教育プログラムに焦点を当て、現在行われている難民の高等教育の特質や課題は何か、難民の高等教育と受け入れ社会における統合の成功がどう関連しているかを明らかにする。そのうえで、難民への高等教育支援の意義、移民・難民と社会との関係構築の変容を歴史的、政策的に検討し、難民と社会の関係構築の課題を提示したい。最後に、難民と受け入れ社会が相互に人権を尊重し、「人間の安全保障」を享受できる社会統合に難民の高等教育が果たす意義を考えていきたい。

1 難民の補完的保護についての議論と高等教育

現在の国際社会において、難民の保護は1951年の難民の地位に関する条約および1967年の同議定書を中心とする現在の国際難民保護レジームを前提として成り立っている⁹⁾。この難民条約に定義された難民の要件に該当すると判断された人を「条約難民」と呼び、狭義の難民はこれを指すと考えられている¹⁰⁾。

しかし、この難民条約上の保護には該当しないものの本国に送還することが望ましくないとされる者に対して何らかの形で保護の手を差し伸べることは、現在の国際難民保護レジームの確立以前から様々な国家により実際に行われてきたといわれる¹¹⁾。

たとえば日本の場合、1970年代後半からのインドシナ難民の受け入れは、人道上の国際協力のみならずアジアの安定という側面を重視し、難民条約に加入する以前から同条約とは異なった立場において実施されていった。日本政府は1979年10月の閣議了解により、インドシナ難民の定住を支援する方針を決定し受け入れを開始しており、条約難民とは異なる受け入れであるといえる¹²⁾。

また、現在日本では、難民認定処分が不認定であった申請者に対して人道配慮とよばれる在留を許可する制度があり、シリアからの難民認定申請者の多くも難民認定を受けられずにこの人道配慮による許可を受けている。法務省はこれら人道配慮を「庇護数（難民保護）」に含めて説明している¹³⁾が、これもそ

の地位は不安定であり改善が喫緊の課題であるものの、広い意味での補完的保護の一端であるともいえるだろう。

そのような保護の形態を総括する概念として2000年ごろから議論され重視されるようになってきたのが、補完的保護である。上記のようにすでに補完的保護は国家による実践がまず先にあり、それを包括的に概念化したものといえるが¹⁴⁾、紛争やテロ、自然災害等を理由として国を離れる人々が増加し、従来の難民の定義には当てはまらないものこうした人々に対して保護が必要であるとの認識が国際社会に高まったことによるものである。そうした人々に対して国際法上適用可能な一群の保護を補完的保護として、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランドなど様々な国が国内法で規定し、概念化、制度化を進めてきた¹⁵⁾。

さらに、このような状況から、国を越えた地域として初めて補完的保護の範囲を明文化したのがEUの資格指令 (Qualification Directive) であり、これに基づきEU加盟各国は国内法を整備することとなった。また、これに続く形で国連においても議論が始まり、2015年にシリア難民が大量に生まれたことを経て、2018年のGCRで明確にされている。

そこで、EU、国連で補完的保護がどのように規定されてきたのかを整理したい。

1999年10月15、16日にフィンランドのタンペレで行われた欧州理事会で、難民支援は「補助的な形態の保護に関する措置によって補完されるべき」との決定がなされた¹⁶⁾。これを受けて、2004年に出されたEU資格指令 (2004/83/EC¹⁷⁾) が、補完的保護を初めて明文化したものである。

1951年の難民条約では、戦争や紛争、テロ、自然災害、貧困のみを理由に母国を離れたものは難民とは認められないが、この資格指令は補完的保護の対象者として、こうした戦争や紛争下での一般化された暴力を逃れたものも国際的保護の対象となることを明記している。これは国際難民保護レジームにおいて大きな前進であり、家族呼び寄せ、就労、医療、教育、定住支援といったほぼすべての面で、補完的保護の対象者に難民と同等の権利と処遇を保障しているものであった¹⁸⁾。

その後、2011年12月13日に打ち出された資格指令（改）（2011/95/EU¹⁹⁾は、2004年の資格指令をさらに進めたもので、1951年難民条約で定義されていない迫害の概念についてより明確に定義し、これ以降のEU 難民政策の核となる文書であると評価されている²⁰⁾。

このEUにおける資格指令と資格指令（改）の果たした重要な役割について、橋本直子は『『補完的保護』という新たな概念を導入・明確化することにより、実質的に『難民』の定義を拡大するのと同様の効果をもたらしたこと』²¹⁾にあるとする。

さらに、1999年にタンペレの欧州理事会で提起されたのが、共通欧州庇護制度（Common European Asylum System (CEAS)）である。1999年から2005年の間に、庇護の最低基準を確立する6つの立法文書（ユーロダック規則、一時保護指令、庇護希望者の受け入れ指令、1990年のダブリン条約に代わるダブリン規則、資格指令、庇護手続き指令）が採択された²²⁾。補完的保護を明記した資格指令はこのEUに共通の難民保護の包括的な枠組みの中にあることが重要である。

その後、保護のレベルは不十分であり、2008年6月に欧州委員会が庇護に関する政策計画を提示して、保護のための共通かつ統一された基準のシステムを構築するための基盤が設定された。これを受けて、委員会は2013年にEU 庇護法を提示し、欧州庇護支援事務所が活動を開始している。さらに、2015年の大量の難民はさらなる制度改革の必要性をもたらし、2017年、欧州議会と理事会は、本格的な欧州連合庇護機関の設立、ユーロダックの改革、受け入れ条件指令の見直し、資格規則、およびEU 再定住の枠組みに関して幅広い政治的合意に達した。しかし、理事会は、ダブリン制度の改革と庇護手続き規則について共通の立場に達しなかったものの、2020年9月、欧州委員会は移民と庇護に関する新協定（New Pact on Migration and Asylum）を採択している。人道的かつ効果的なシステムを導入するための新しい立法提案と保留中の提案の修正を通じて多くの問題を解決し、EUが移住を管理する方法における重要な前進が示されているとされ²³⁾、EUの難民保護の枠組みを大きく変えることになり、こうした踏み込んだ難民政策は、国際社会の取り組みにも先駆的役割を果

たしていった。そこで、次に国連をはじめとする国際社会の補完的保護に関する取り組みを明らかにしたい。

国連では、2001年「難民の国際的保護に関する世界協議 (Global Consultations on International Protection)」が行われ、その結論として保護の補完的形態 (Complementary Forms of Protection) の必要性を明記した『難民保護への課題 (Agenda for Protection²⁴)』が提示された。さらに、2005年には報告書『難民条約外の保護のメカニズム (補完的保護)』、同年秋には UNHCR 執行委員会 (Ex-com) により結論が採択され²⁵、これ以降国際的に補完的な保護が広く認知されていった。

そして、シリア難民の発生を受けて2016年9月、国連総会は、難民と移民のためのニューヨーク宣言 (NYD) を採択。その中心テーマとして、各国は「第三国は難民の受け入れのために再定住と補完的な経路を利用可能にするか拡大することを検討する」ことに合意した²⁶。この合意に基づき、2018年12月に国連総会で確認されたのが、GCR²⁷である。難民の受け入れ社会が必要な支援を受け、難民が生産的な生活を送れるようにするための枠組みとして、国際社会はこれを承認。難民の受け入れのための補完的経路により難民の保護や解決策へのアクセスを容易にすることで、受け入れ国や社会との連帯を表明するものであった。また、適切な保護手段を組み込んだ、より体系的、組織的、持続可能な形で補完的な経路を難民に提供する必要性をよく理解し、3年間 (2019-2021) の再定住と補完的経路に関する戦略を通じてこれを行うことを求めた²⁸。

また、UNHCR はこのように導入されることとなった補完的経路による保護の目的を、1. 受け入れ国への圧力を緩和する 2. 難民のための第三国での解決策を拡大する 3. 難民の自立を促進し、永続的な解決策を達成するための能力を構築する、と定めている²⁹。受け入れ国、第三国、難民という三者において、補完的保護が重要であることを示しているといえるだろう。

そして、補完的経路による保護として具体的に想定されているのが、人道的受け入れ、民間またはコミュニティによる支援プログラム、人道的ビザ、家族の再統合、教育および労働の機会である³⁰。EU が進めてきた国際法上の義務

としての補完的保護に加えて、より多様な形態での保護が想定されているのである。

その中でもグローバルな優先事項として高等教育が位置付けられるようになった。そのことが、GCRと世界難民フォーラム（GRF）にあらわれている。GCRは、「難民と受け入れ社会の子どもや若者が初等、中等、高等教育を受けられるように、国の教育制度の質と包括性を拡大、強化するための資源と専門性を提供する」ことを確認している。こうして、教育に重点を置いて難民の自立を強化することが、GCRの目的の中心でもあるのである。

このようなGCRの実施に向け、世界の難民と彼らを受け入れる国やコミュニティと連帯して、2019年に第1回グローバル難民フォーラム（GRF）が開催された。GRFでは、教育に特化した200以上の合意がなされ、そのうち58は高等教育に焦点を当て、スキル開発、キャリア準備、財政支援に及ぶものである³¹⁾。

このように、難民の補完的保護への取り組みが進んでいく中、UNHCRが2019年に発表した『難民の教育2030：難民の包摂のための戦略（*Refugee Education 2030: A Strategy for Refugee Inclusion*）³²⁾』は、幼児教育、初等・中等・高等教育、技術・職業教育訓練（TVET）、学歴や職業証明につながるノンフォーマルな教育などのプログラムにおいて、2030年までの難民教育に関する戦略的目標を定めたものである。あらゆる局面において、GCRにおける「難民の保護と支援、受け入れ国とコミュニティの支援を強化するために、負担と責任の分担の原則を運用する」という重要な原則を反映する世界的な連帯責任によって、すべての人に包括的かつ公平な質の高い教育を提供しようとするのが特徴である。

なかでも難民の若者のうち15%が高等教育にアクセスできる条件を整え（15 by 30戦略）、パートナーシップ、コラボレーション、アプローチの構築を目指すことと明記し、教育という経路を通じた難民問題の解決策を促進する3カ年戦略などの目標達成に寄与することとした³³⁾。そして、15by30の具体的な取り組みとして戦略的ロードマップが提示されたが、これは国立大学への入学、技術・職業教育訓練（TVET）、一貫的な高等教育プログラム、UNHCR高等教

育奨学金、第三国への入国のための補完的な教育経路という、高等教育への5つの経路を中心に構成されている。

このロードマップは、若者が中等教育を修了し、高等教育へ移行して成功できるようにするために、学生支援が果たす役割の重要性を強調している。その例として高等教育難民学生ネットワーク (Tertiary Refugee Student Network : TRSN) が挙げられており、アドボカシーのプラットフォームとして、難民の教育機会の重要性を継続的に訴えていることが評価されている³⁴⁾。

さらに、高等教育の機会は、難民の主体性と自立心を高めながら、難民の経済的・社会的エンパワメントに貢献すると同時に、より豊かな学問的環境、社会的結束の強化、学問的インフラと資源の改善など、受け入れ側のコミュニティや機関にも利益をもたらすという二つの側面を持つことが重要である³⁵⁾。

また、そのほかの取り組みとして、2020年5月に発足した第三国の教育経路に関するグローバル・タスクフォース (Global Task Force on Third Country Education Pathways : GTF) は、難民学生の補完的な経路としての高等教育の拡大を促進・支援しようとするものである。

これには、補完的な教育経路に従事または支援し、難民学生のための永続的な解決策として高等教育の機会を拡大することに取り組んでいる UNHCR、高等教育に進む難民を支援する国家、地域、国際機関、民間セクター、NGO、難民グループ、ドナーなど17組織がメンバーとなっている³⁶⁾。

そして、日本においても、この補完的保護の議論が極めて重要な課題となってきた。難民認定処分が不認定であった申請者に対して在留を許可する制度である人道配慮については、補完的保護の側面を持つものの明確な基準や規定はなく、決定には不明瞭な点が多いことから、これまで研究者、実務者またメディアもこの実態に関心を持ってきた。また、2014年末に法務省が有識者を集めて開いた「第6次出入国管理政策懇親会・難民認定制度に関する専門部会」がまとめた検討結果の中で、補完的保護の導入についての議論が含まれており、日本でも補完的保護制度が検討・導入されるのではないかと注目が集まり、難民研究フォーラムが補完的保護について特集号も組んでいるが³⁷⁾、2023

年1月現在その実現には至っていない。

しかし一方で、実際には日本政府のシリア難民留学生の受け入れ、難民支援協会（JAR）によるシリア人留学生受け入れ³⁸⁾、難民高等教育プログラム（RHEP）、ユニクロによる難民の雇用などのように、第三国定住の積極的な活用や留学生、技術研修生、社員としての合法的な入国機会の付与という形で実質的な補完的保護が行われている。その中でも UNHCR が GCR で推奨していることを前提にして、留学生の地位が難民受け入れの代替的手段となりうることを、滝澤三郎も指摘する³⁹⁾。また、UNHCR は難民に補完的な道を提供する教育制度の例として、フランスのシリア難民のためのオクスタニー・ピレネー地中海沿岸地域圏奨学金（Région Occitane Pyrénées-Méditerranée Scholarship）プログラム、United World Colleges Scholarship プログラムとともに、学生が配偶者や子供を同伴できる日本政府のシリア難民の未来のためのイニシアチブ（JISR）を挙げており、国際的にも難民の高等教育による補完的な受け入れは重要になっていくことが考えられる⁴⁰⁾。これにはエリート主義とご都合主義の側面への批判もあるが、日本の大学を活性化し国際化する効果や特定の労働分野での人手不足の解消、復興後のシリアと日本の架け橋となる可能性も持つとも評価される⁴¹⁾。

難民に対する法的処遇は、冷戦崩壊後に大きく様変わりし、難民たちの法的地位を見ると、国際法に基づく難民の地位、人道的配慮に基づく人道的地位、難民申請者というように彼らが享受する法的地位の多様化が進んでおり、誰をどのように受け入れるのかを決定する国家主権を保持するためとの指摘がある⁴²⁾。

難民の補完的保護はこれまでこうした国家の利害関心と結びついてきた側面は大きいだが、その現実を国際社会は法制化、理論化しようとしており、今後の進展は難民の保護に重要な影響を与えるだろう。なかでも高等教育による難民受け入れは、国際社会、難民、受け入れ社会において今後ますます必要とされ、取り組まれていく可能性を持っているといえるだろう。

2 難民の高等教育支援の歴史的展開

以上述べてきたように、難民の補完的保護とその優先課題としての高等教育による受け入れの重要性は、今後ますます高まっていくことが考えられる。しかし、難民の高等教育の重要性は初等中等教育と比べまだ認識されず、これに関する研究は日本だけでなく国際的にも端緒についたばかりである⁴³⁾。

そこで、各国の状況を整理し比較検討することは、今後の補完的保護としての高等教育による難民支援に大きな示唆を与えるものとなるだろう。なかでも、ドイツでは1980年代後半まで政府が支援し民間団体によって行われた難民への高等教育支援、それを引き継ぎ主体となったUNHCRへの協力のもと1992年から現在まで継続的に実施されているプログラムDAFI (Albert Einstein Academic Refugee Initiative : Deutsche Akademische Flüchtlingsinitiative Albert Einstein : DAFI) がある。

また、もう一つの分岐点が2015年以降のシリア難民への高等教育支援であり、そこから世界的に本格的な取り組みとなって2030年までに難民の高等教育の割合を30%とする目標が掲げられている。この時期においてもやはりドイツではそれまでのDAFIによる難民の高等教育支援に加えて、新たにドイツ学術交流会 (Deutscher Akademischer Austauschdienst, DAAD⁴⁴⁾) を主体とするIntegraプログラムとWelcomeプログラムが開始され、さらにDAADやDAFIも関わる形でEUのプログラムであるHOPESが行われるようになった。

このようにドイツで取り組まれてきたプログラムの変遷は、国際社会における難民の高等教育支援の歴史的全体像と課題の理解につながる。そこで、DAFI、DAADによるIntegraプログラムとWelcomeプログラム、EUのHOPESについてその歴史的展開を明らかにしたい。

自国外で受け入れられている難民の高等教育を支援するプロジェクトとして、もっとも早い時期から2023年現在まで継続し世界的な規模で行われているものが、DAFIプログラムである。プログラムの名称に1879年にドイツに生まれ難民としての経験を持った著名な物理学者アインシュタインの名前を冠した

ことには、このプログラムの意義とドイツ政府とのつながりを明確にする意味があるといわれている。

このプログラムは、1992年以來、ドイツ政府の支援を受けて UNHCR が運営し、難民の高等教育を支援し、難民の受け入れ国の大学で学ぶ難民に奨学金を提供してきた。DAFI は通常の初等および中等教育ではなく特に高等教育を提供することによって、難民支援の新しいアプローチを開拓したといわれる。この DAFI の成功によって、国際社会においては難民教育の文脈の中で高等教育が一般的なものとして受け入れられるようになり、DAFI は UNHCR の任務と恒久的な難民問題の解決策の実現に不可欠な役割を果たしていると評価されることとなった⁴⁵⁾。

その意味で、DAFI 設立とその後の活動の経緯を歴史的に明らかにすることは、現在重要性を増している難民の高等教育支援の全体像とその本質を理解するうえで、重要であろう。

DAFI の前身となるのは、1980年代後半にドイツ政府がオットー・ベネッケ財団 (Otto Benecke Stiftung e.V. : OBS) との協力のもと、困窮している難民学生を支援するために設立した現地 (sur-place) 奨学金プロジェクトである。

OBS は第二次世界大戦後ドイツの東西分断の状況下で、東ドイツからの難民学生を支援してきた団体であるが、1960年代に財団となり連邦経済協力開発省 (Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung : BMZ) の支援のもとでアジア・アフリカの難民学生への国際援助プログラムを実施してきた⁴⁶⁾。

このプロジェクトは、設立以降100人を超える難民の高等教育を支援し、1991年まで OBS の現地事務所によって運営されていたが、予算をめぐる問題が生じ⁴⁷⁾、ドイツ政府はこの独自性をもったプロジェクトを継続するために新しいパートナーを探す必要に迫られていった。OBS 自身もこの時期にドイツ国内の移民の成人教育に重点を置くこととなり、いくつかの OBS 現地事務所が閉鎖され、その後約1年間現地のドイツ大使館が暫定的に業務を引き継いだ。大使館はこのプロジェクトの重要性を理解していたものの、需要の増大に対処

することが困難となるなか、ドイツ政府は、新しいパートナーと共にアフリカ諸国とパキスタンの134人の学生への支援を継続する必要に迫られたのである。こうして、1990年代初頭に、UNHCRとドイツ政府の間でプロジェクト継続のための交渉が開始されることとなった。

この当時、UNHCRは153カ国で活動し、多数の教育スタッフを擁し緻密なネットワークを構築して、難民と難民の教育問題の分野における専門知識を持っており、プロジェクトを続行するうえで理想的なパートナーであった。現地奨学金プログラムの専門知識を持つ組織は他にもあったが、これらは難民に関する経験が不足していたこと、さらにUNHCRはすでにこの時点で現地の多くの大学や学校と良好な関係を築いていたこともあり、UNHCRとの協力を最優先に検討されることとなった。

そして、1992年3月25日、ドイツ政府とUNHCRの間でDAFI設立の合意に至り、それまでOBSが支援をしていた学生は、1992年6月1日から正式にDAFIが支援を行うこととなった⁴⁸⁾。この合意により、難民受け入れ国における難民学生のための現地プログラムに対して、ドイツ政府はその後現在に至るまで継続的な財政的貢献を行っている。

OBSからDAFIへの移行期間には、プログラムを引き継ぐだけでなく拡大が志向され、OBSが支援してきた学生に加えて、UNHCRはさらに約120人の難民学生の高等教育機関での受け入れを支援し、1992年には13カ国の難民受け入れ国で16の異なる国籍を持つ合計226人の学生を支援している。また、1992年8月に最初のDAFI教育担当官が任命された後プログラムは急速に拡大し、1993年には年間800人以上、1994年には1,100人以上の学生を支援した。その後は2000年代後半まで1,000人程度で推移している。【グラフ1】

さらに2010年代には、2,000人前後に増加したが、シリア難民問題が世界的な課題となった2016年からは4,000人から8,000人までに急増していることがグラフ1から見てとれるだろう。

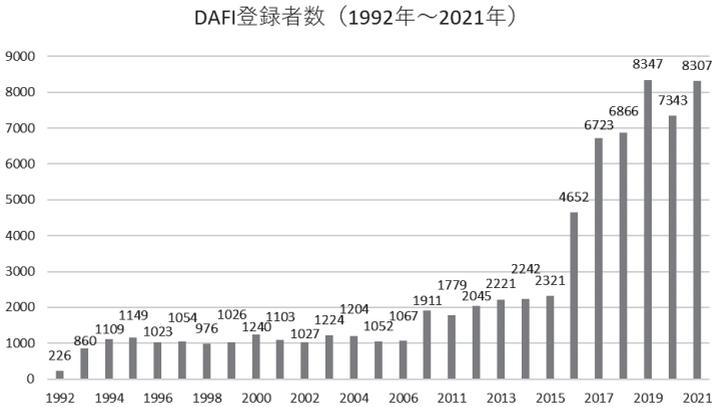
また、難民の出身国は、2000年代半ばまでスーダン、イラク、ルワンダ、リベリア、コンゴ民主共和国(DRC)と、イラク以外はアフリカ諸国が占めていた⁴⁹⁾。しかし、2010年ごろからはアフガニスタン、さらに2016年からはシリ

アの難民の高等教育を支援しており、それが DAFI に参加する学生の増加にも反映されているといえるだろう。【表1】

同様に、DAFI の学生の受け入れ国も2016年からトルコ、レバノン、エジプト、ヨルダンといったシリア難民受け入れの多い地域に集中したことも分かっている。【表2】

こうして DAFI は、特に高等教育を対象とすることで、それまでの難民支

【グラフ1 DAFI 登録学生数の推移（1992～2021年）】



出典：Morlang and Watson *op. cit.* p.16並びに UNHCR, *DAFI Annual Report 2011~2021* より筆者作成

【表1 DAFI 登録学生の出身国トップ5の推移（2010～2021年）】

年	1	2	3	4	5
2010	アフガニスタン	コンゴ民主共和国(DRC)	ソマリア	ブルンジ	スーダン
2011	アフガニスタン	ソマリア	DRC	スーダン	ブルンジ
2012	アフガニスタン	DRC	ソマリア	ブルンジ	スーダン
2013	アフガニスタン	ソマリア	DRC	ブルンジ	スーダン
2014	アフガニスタン	ソマリア	DRC	スーダン	シリア
2015	アフガニスタン	ソマリア	シリア	DRC	スーダン
2016	シリア	アフガニスタン	ソマリア	DRC	スーダン
2017	シリア	アフガニスタン	ソマリア	南スーダン	スーダン
2018	シリア	アフガニスタン	南スーダン	ソマリア	DRC
2019	シリア	アフガニスタン	南スーダン	ソマリア	DRC
2020	シリア	アフガニスタン	南スーダン	ソマリア	DRC
2021	シリア	アフガニスタン	南スーダン	ソマリア	DRC

出典： UNHCR, *DAFI Annual Report 2011~2021* より筆者作成

【表2 DAFI 登録学生の受け入れ国トップ5の推移（2010～2021年）】

年	1	2	3	4	5
2011	エチオピア	ウガンダ	イラン	パキスタン	ガーナ
2012	イラン	ウガンダ	エチオピア	ルワンダ	セネガル
2013	イラン	エチオピア	ウガンダ	ブルンジ	ルワンダ・スーダン
2014	エチオピア	イラン	ウガンダ	ケニア	スーダン
2015	エチオピア	イラン	ウガンダ	ケニア	パキスタン
2016	トルコ	エチオピア	イラン	レバノン	エジプト
2017	トルコ	エチオピア	ヨルダン	パキスタン	ウガンダ
2018	トルコ	エチオピア	ヨルダン	ウガンダ	ケニア
2019	エチオピア	トルコ	ヨルダン	ケニア	パキスタン
2020	エチオピア	トルコ	ケニア	パキスタン	ヨルダン
2021	エチオピア	トルコ	パキスタン	ケニア	イラン

出典：UNHCR, *DAFI Annual Report 2011~2021* より筆者作成

援が重点を置いていた初等・中等教育を超えた新しい支援のアプローチを開拓したといえよう。このプログラムの成功が、難民教育の中でも高等教育が国際社会における共通の課題として受け入れられる出発点となったといわれる。そして、1997年ごろには、DAFI は発展途上国の難民のための現地の高等教育奨学金を提供する主要なプログラムとして認識されることとなった⁵⁰⁾。

2000年代半ばには、DAFI プログラムの主な目的は、難民の将来の雇用に向けた専門的な資格を提供し、難民の自立促進に貢献することとされた。そして、より一般的には、難民の帰還後の母国の復興に必要な人材の育成を促進し、地域の平和と安定に貢献すること、一方で本国への帰還がすぐには困難な難民の場合は、DAFI 奨学金によって一時的または永続的に受け入れ地域に統合され、難民コミュニティや受け入れ国の発展に貢献することに目的が置かれた。また、DAFI の卒業生は、他の難民の学生がさらに教育を受けるための模範となる存在であること、特に女子の教育を促進するために、女性のロールモデルとなることが期待されていた。

そこで、この目的達成のために2007年には DAFI は5つの戦略を提示していた。

1. 就労を通じた難民学生とその家族の自立の達成
2. 帰国後の出身国の復興に貢献できる有能な人材の育成
3. 永続的な解決または出身国への帰還までの期間に難民コミュニティへ貢献すること（多くの卒業生が難民キャンプで、特に教員やコミュニティワーカーとして働いている）
4. 出身国への帰還が不可能な場合、受け入れ国への一時的または恒久的な統合を促進し、技術を提供すること
5. 他の難民学生、特に女子学生の教育を促進するための模範となること⁵¹⁾

さらに、シリア難民等への高等教育支援を行うようになった2020年においては、DAFI プログラムの目的は、中等教育の卒業資格を持つ女性・男性の難民の若者が受け入れ国で高等教育を受けられるようにすること、高等教育で取得した資格によりスキルと知識を身につけ、自分自身とその家族が持続可能な未来に向けて、また地域社会への純然たる貢献者として位置づけられるようになることとされている。そして、彼らが十分な情報を得た上で人生の選択をし、受け入れ国や出身国の平和的発展に貢献することが目的とされている⁵²⁾。

そこで、この目的に基づき2020年には6つの戦略的目標⁵³⁾が提示されている。(2020年)

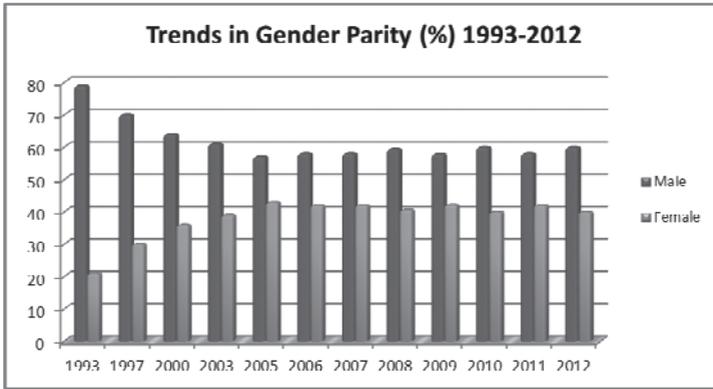
1. 学士号取得による自立と解決への経路を促進
2. 若い男女が平等に、知識、技能、リーダーシップを身につけ、社会的結束の促進と地域社会の発展に十分に参加できるようにすること
3. 難民の生涯学習を奨励することで教育による保護の効果を強化すること
4. 教育が個人、コミュニティ、社会に与えるポジティブな影響を示し難民の子どもや若者にロールモデルを提供
5. 出身国に帰還した難民による紛争後の平和構築と復興への貢献
6. 社会的、経済的平等とジェンダー平等の推進

この二つの時期の目的と戦略を比較してみると、2007年は出身国の帰還を前提に難民の高等教育の目的の中心として位置付けている一方、2020年は帰還への言及はあるものの社会への貢献や難民の自立に重点を置いた目標が定められている。一方、共通するのは、DAFIの支援を受けた学生が若い難民の模範や

ロールモデルとなること、そして女子学生の支援の重視やジェンダー平等である。実際に DAFI の支援を受ける学生は、2005年ごろから女性の割合が40%前後で推移し続けており、50%に届かないものの一定の成果を挙げていることがわかる。【グラフ2】【グラフ3】

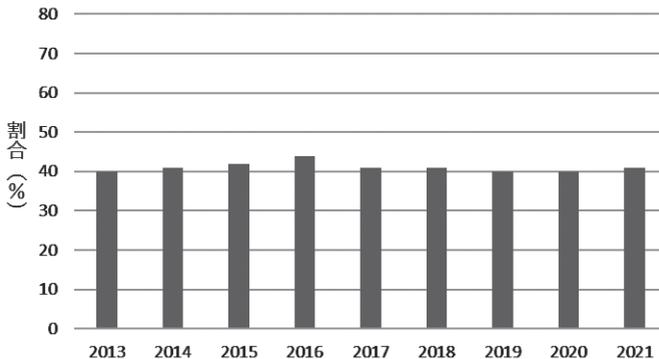
これは、GCR で「女性と女児の主体性を強化し、女性の経済的エンパワメントを促進し、女性と女児による教育（中等・高等教育を含む）へのアクセスを支援するための措置」の重要性を提示していることや、UNHCR が2030年

【グラフ2 DAFI 学生におけるジェンダー平等の推移（1993～2012年）】



出典：UNHCR, *DAFI Annual Report 2012, 2013*, p.10.

【グラフ3 DAFI 登録学生における女性の割合（2013～2021年）】



出典：UNHCR, *DAFI Annual Report 2013~2022* より筆者作成。

までに高等教育機関に入学する資格を持つ難民の15%が、受け入れ国および第三国の高等教育課程に入学することを目標とするなか、女性の入学率を男性のそれと同等であるべきとしていることとも関連しているといえるだろう⁵⁴⁾。

DAFI はその後も UNHCR による難民の高等教育支援の柱となっており、それは2015年のシリアからの大量の難民への支援においても継続されていった。そのうえでさらなる対応が必要となったことから、新たな取り組みも行われている。そこで、次に、2015年以降の取り組みとしてドイツで行われている自国内で受け入れた難民の高等教育を支援するプログラムと、EU によるシリア難民を多く受け入れている5カ国での難民高等教育支援を検討する。

2015年末から2019年までにドイツ連邦教育研究省 (BMBF) は DAAD に1億ユーロの金額を付与し、難民の高等教育へのアクセスに必要なサポートやカウンセリング、学術的な能力の向上、大学での統合の強化を通じて、難民の高等教育システムへの統合を促進・改善することを目的とした4年間のプログラムを開始した⁵⁵⁾。なかでも、難民が高等教育を受けやすくするために、特に難民の学生の大学進学を支援する2つの取り組みが行われている⁵⁶⁾。

その一つである Integra プログラム (Integra - Integrating Refugees in Degree Programmes) は、難民の若者に語学指導や科目別準備コースを提供する大学や高等教育機関に資金を提供するものである⁵⁷⁾。このプログラムの目的は、難民がその在留資格にかかわらず迅速に大学に入学できるよう、ドイツで大学進学の準備をする機会を提供することである。大学および大学準備クラス (Studienkollegs) は、難民の入学希望者に言語と教科の両面から助言を与え、大学での勉強の準備を支援するという重要な任務を担っており、Integra プログラムは学位取得の準備あるいは学位取得と並行して提供される語学コースや専門コースの設置や拡充、さらに必要な指導体制の拡充を支援している。

たとえ難民が公認の大学入学資格を持ち、ドイツの学位プログラムに直接出願できるとしても、安全な場所への不確かな避難の過程であるため、学術的なレベルのドイツ語能力はもちろん、ドイツの高等教育制度について詳しい知識を持つ難民は非常に少ない。そのため、高等教育機関での語学準備コースは、

特に専門コースと組み合わせた場合、学位プログラムへの入学や継続を成功させるための基本的な要件となり、また大学への入学をより容易にするといえるだろう⁵⁸⁾。

2017年には、ドイツ国内の合計166の高等教育機関が、このプログラムによる資金援助を受けている⁵⁹⁾。2016年と2017年には、約12,000人の難民が参加しており、これがいかに必要とされ受け入れられやすいかを示している⁶⁰⁾。

もう一つのプログラムである Welcome プログラム (Welcome - Students Helping Refugees Program) は、難民学生の学位取得のための準備や、高等教育機関や各都市への統合を支援する学生団体をサポートするものである⁶¹⁾。このプログラムの一環として、ドイツ各地で難民の学生が大学での学業や日常生活に慣れるために学生が企画したオリエンテーションが提供された。このような取り組みは、Integra プログラムですでに実施されている語学や科目別の準備に加え、重要な役割を担った。

2017年にはこのプログラムは、1,000人を超える学生アシスタントとともに600を超える学生主催のプロジェクトを支援した。ほとんどの大学が2～3人から4～6人の学生アシスタントを、そのうち16%の大学が10～14人の学生アシスタントを雇用しており、その学生の半数以上は学士課程に、残りは修士課程に在籍している。また、学生アシスタントの3人に2人が女性であり、3人に2人が法学、経済学、社会科学を専攻、6人に1人が工学を専攻している。そして、学生アシスタントの27%が移民の背景を (279人)、8%が難民の背景 (86人) を持っているとのことである。

各大学の推計によると、2017年には約3万人の難民がこのプログラムを通じてアドバイスを受けている。その相談内容は、語学力の不足、ドイツの高等教育制度に関する知識の不足、留学中の生活費の捻出に関する問題が多い⁶²⁾。

シリア難民の大量の受け入れは、高等教育への希望と社会の要請をもたらしましたが、ドイツ国内での受け入れプログラムは、難民が高等教育にアクセスするために必要な準備を支援するものであること、なかでも受け入れ機関や学生団体への支援であることが、大きな特徴であるといえるだろう。

そして、このようなシリア難民への高等教育支援の対応は、EU を主体とし

てヨーロッパレベルでも行われていった。その最大のものが、HOPES プロジェクト (Higher and Further Education Opportunities and Perspectives for Syrians) である。

HOPES プロジェクトは、シリア危機の影響下で、エジプト、イラク北部クルド人地域、ヨルダン、レバノン、トルコというシリア難民を多く受け入れている5カ国地域において、教育ニーズに直接対応することにより、シリアからの難民と現地の若者の状況を改善することを目的として設立され、2016年4月から2020年8月まで活動をおこなった。このプロジェクトは、EUのシリア危機に対応するための地域信託基金 (EU マダド基金 EU Madad Fund⁶³⁾) を通じて、EUが1,200万ユーロを提供し実施された。DAAD、ブリティッシュ・カウンシル、キャンパス・フランス、オランダの教育NGOであるNufficが協力している⁶⁴⁾。

その中心となる活動は、対象5カ国に設置された相談窓口とコミュニケーションツールにより、進学相談や高等教育へのアクセスに関する情報を提供する教育相談、紛争によりシリアで学業を中断せざるを得なかった学生を中心に、学士、修士、職業訓練、専門分野の卒業資格のための奨学金を提供する奨学金基金、難民や受け入れ社会の若者を対象に、大学をベースにした英語と学業のスキルアップコースを提供する英語アクセスプログラム、地域の教育機関が実施する革新的な短期教育プロジェクトへの資金提供、イベントや地域的な政策会議の開催によるステークホルダーとの対話と多岐にわたっている⁶⁵⁾。

この間 HOPES は、1,026人の学士・修士課程の学生に奨学金を授与したほか、26,333人の学生が学業に関するカウンセリングを受け、8,514人が英語スキルのコースに参加した⁶⁶⁾。特に奨学金は、短期間の職業訓練から修士課程までさまざまなレベルに対応しており、この地域で既に活動している主な奨学金提供者、特にドイツ政府と共同で DAFI を運営する UNHCR 等と緊密に協力し、奨学金の提供を行った。

こうした中、各国それぞれに直面する状況やニーズが異なっており、それらに合わせた支援が行われたことが大きな特徴である。

トルコでは、シリアからの難民に対する奨学金提供の中心的役割を担

う政府機関である YTB (Presidency for Turks Abroad and Related Communities) と協力した。

トルコと北イラクのクルド人地域では、学士課程に対する需要が非常に高いため、HOPES の奨学金の大部分は学士課程に充てられた。一方、レバノンでは、レバノン大学の学士課程はレバノンの学生を対象に、修士課程は主にシリアからの難民を対象に奨学金が支給された。

また、HOPES プロジェクトでは、クルド人地域とエジプトの専門教育機関における、短期職業訓練コースや資格取得の勉強に参加できる奨学金の提供、ヨルダン、レバノン、トルコでは、オランダの NGO である SPARK など他の機関やパートナーによる技術・職業教育へのアクセスへの大規模な支援が行われ、各地域の若者のニーズに応じていった。

加えて、ヨルダンとレバノンでは、学士号や修士号を取得するためにさらに1年から2年勉強する必要がある学生にも奨学金が提供された。これは、自費で勉強している多くのシリア人と受け入れ社会の貧困層の学生が、追加的な支援がなければ学業を修了する経済的手段を持たないという事実を認識したためである。

こうした多様な支援を行った HOPES は、この地域で活動する他の国際的な奨学金提供者、国レベルでは教育省や高等教育機関などの主要なステークホルダーとの強い関係の構築と維持によって成功したとされる。HOPES の奨学金が他の奨学金制度を補完し、利用可能な奨学金の数を増やし、必要に応じて支援を行うことができたのは、この協力体制の成功によるものであるといわれている⁶⁷⁾。

このプロジェクトは2020年8月に終了したが、これを引き継ぐ形で HOPES-LEB (Higher and Further Education Opportunities and Perspectives for Syrians and vulnerable youth in Lebanon) が設立され、レバノンでの高等教育機関への支援と脆弱な若者やシリアからの難民に高等教育の機会を与え、より良い未来へのチャンスを増やすことで、生活の見通しを改善することを目的に活動している。これは HOPES と同様に、EU がマダド基金を通じて840万ユーロを資金提供し、DAAD、キャンパス・フランス、Nuffic によつ

て、2020年4月から2023年12月まで実施されるプロジェクトである⁶⁸⁾。

シリア紛争により、約500万人のシリア人が国外に脱出するなか、レバノンには約100万人のシリア人が避難しており、世界でもっとも一人当たりのシリア難民の割合が高い国といわれている。しかし、長引くシリア危機と現地の政治的・経済的困難の結果、レバノンの高等教育制度は大きな影響を受け、現在レバノンにいる18歳から30歳までのシリア人のうち、高等教育機関に在籍するのはわずか6%という状況が生じており、レバノンに特化した支援が開始されることとなった⁶⁹⁾。

HOPES-LEBは、大学進学の前準備から労働市場へのアクセスまで、高等教育の教育経路全体をカバーする包括的なアプローチにより次の活動を行っている。

高等教育への準備コースや大学、大学院での研究を希望するレバノン人及びシリアからの難民の若者に対し、最大1,000件の奨学金を幅広く提供する奨学金基金、情報やアドバイスを提供し、学生の目標達成に役立つ教育課程の経路を決定できるよう支援するアカデミックカウンセリング、学生の具体的なニーズに対応し、高等教育へのアクセス、学業の修了、労働市場への準備に関連する障害を軽減することを目的とする研修と能力開発のための資金援助、ステークホルダーのコーディネート、そして、EU マグド基金が資金提供する他の高等教育プロジェクトとともに、教育・労働市場の展望を促進するためエジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、トルコの同窓会コミュニティと奨学金保持者のネットワークの開発である。

このように、HOPESとHOPES-LEBはシリア難民だけでなく受け入れ国の若者の支援を明確に打ち出したことが大きな特徴であり、これは既存の支援組織との協力や各国の状況に合わせた支援をきめ細かく行っていることとともに、今後の難民の高等教育支援にも重要な視点を提示しているといえるだろう。

UNHCRが2030年までに高等教育を受ける難民を1%から15%へ増やしていく取り組みが行われているが、以上のようにその淵源は1980年代からドイツを中心として実施され、その後ドイツの協力のもとUNHCRが主体となって進め

られた DAFI プログラムにあり、現在の難民の高等教育の取り組みの中核でもあるといえるだろう。その一方で、その重要性は当初、国際社会で大きく認識されたものではなかった。しかし、2015年のシリア難民危機後に、状況は一変した。欧米諸国は国内外のシリア難民の高等教育への要望に、対応していったのである。なかでもドイツは欧米先進国の中でもっとも難民を多く受け入れており、難民の高等教育支援の必要性は大きくまた喫緊の課題であった。

こうして取り組まれた DAFI と HOPES はドイツ外の地域での奨学金を中心とした支援、DAAD による Integra と Welcome プロジェクトは国内での大学進学準備や学生団体への支援であり、違いはあるが、そのそれぞれの国や難民学生のニーズに合わせた支援が行われており、難民にとってよりよい就労機会と結びつく自立した将来を描けること、受け入れ社会との結びつきや帰還後の国家の復興に貢献すること、そして補完的な保護としての役割を果たすという点で、共通しているといえるだろう。

結論 人間の安全保障と難民の高等教育

国際社会では、2000年代以降、紛争やテロ、自然災害等を理由として国を離れる人々が増加し、従来の難民の定義には当てはまらないものこのように人々に対して保護が必要であるとの認識が高まっている。そして、難民が享受する法的地位の多様化が進んでおり、難民の保護と支援、受け入れ国とコミュニティの支援において、こうした人々の保護を意味する補完的保護が今後より大きな位置を占めていくと思われる。複雑化する国際社会の状況は、今後も従来の難民受け入れを越えた幅広い人々の補完的保護の必要性をもたらすだろう。

なかでも一つの大きな方向性として難民の高等教育の重要性が増していることから、ドイツの関わってきたものを中心としてその歴史的経緯を検証してきたが、その形態は次の三つに類型化できると考える。

一つ目は、自国外で受け入れられている難民の高等教育を支援するもので、1990年代から活動する DAFI、2015年以降シリア難民へ支援してきた HOPES が、これにあたる。難民自身への支援であると同時に、GCR 以降より顕著に

重視されるようになった受け入れ国支援の側面があることが特徴である。

二つ目は、自国内で受け入れた難民の高等教育を支援するもので、DAAD による Integra、Welcome、また日本での RHEP もこれに当たる。難民の人々が社会とのよりよい関係を構築し、雇用にも結び付けていくうえで、高等教育の役割は大きいといえる。

三つ目は、自国外から留学生として難民を受け入れ支援するもので、ドイツの例ではあげなかったが、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」(JISR) や、パスウェイズ・ジャパンによるアフガニスタンやウクライナからの留学生受け入れなどの日本の取り組みは、これにあたる。条約難民としての認定が困難な状況で補完的経路である留学生として難民を受け入れるものであり、この動きが日本も含め世界でどう拡大していくか注視する必要があるだろう。

このように三つの形態をとっている難民の高等教育による受け入れであるが、そのメリットは難民にとって将来を描けること、よりよい就労機会を得られること、そして社会にとっては社会統合と難民受け入れの多様なルートが確保できることにあるであろう。一方、課題となるのは、まさに補完的であることであり、十分な地位や権利を持ち、社会との永続的な関係を構築できるのかは、まだ不確実な点にあるといえる。

昨年、入管施設の収容者の待遇をめぐる議論、難民認定をめぐる入管法の改正などが注目され、難民申請を行う人々の人権に配慮した受け入れの在り方を議論することの重要性は増している。一方で、受け入れ社会においてこれを忌避する人々の不安感を取り除かなければ、よりよい難民の受け入れは困難であるという現実がある。そして、難民政策をめぐるのは難民申請や認定手続きなど審査過程に関する議論が注視されがちであるが、法的地位を付与された後にいかに社会統合を遂げていくかという議論は手つかずのままである、との指摘がある⁷⁰⁾。こうした不安感に対して、難民と受け入れ社会が相互に人権を尊重し、「人間の安全保障」を享受できる社会統合を考えていくことが重要であるが、難民の社会統合を長期的に捉えるとき、難民二世の教育達成が一つの指標となるといわれる⁷¹⁾。難民の高等教育の支援は、難民と難民に関わる社会との

関係構築に大きな役割を果たすと考えられるのである。

2000年以降、国際社会における重要なテーマとなった人間の安全保障は、その実現の方策として、上からの「保護」(protection)と下からの「エンパワメント」(empowerment)という双方向的アプローチが提起されている⁷²⁾。また、「人間の安全保障には、従来それほど論及されてこなかったが、『尊厳』という重要な問題提起が含まれている。この『尊厳』概念は、個人やコミュニティのアイデンティティを尊重するという今日的な要請とも軌を一にしている⁷³⁾。」と指摘され、「保護」「エンパワメント」「尊厳」がその達成の柱となるといえるだろう。その意味で、難民の補完的な保護、エンパワメントという意味での高等教育は、人間の安全保障の重要な要素であり、どちらが欠けても難民、社会双方に不安定をもたらす。どちらも備えていることが、難民の尊厳を守り、人間の安全保障の達成に貢献するという視点から、今後の難民支援ならびに難民と難民を受け入れる社会との関係を考えていく必要があるといえるだろう。

参考文献

- AÇAR, Dilaver Arıkan, 'Germany', in Ayselin Gözde Yıldız(ed.), *Integration of Refugee Students in European Higher Education: Comparative Country Case*, Izmir: Yasar University Publications, 2019, pp.17-28.
- Arar, Khalid, Kussai Haj-yehia, David Rossa and Yasar Kondakci (eds.), *Higher Education Challenges for Migrant and Refugee Students in a Global World*, Peter Lang Pub Inc., 2019.
- Arar, Khalid, "Refugees' pathways to German Higher Education institutions", *International Journal of Educational Development*, 85, 2021, pp.1-10.
- Arar, Khalid H., "Research on refugees' pathways to higher education since 2010: A systematic review," *Review of Education*, 2021; 9, 2021, pp.1-30.
- Arar, Khalid, Yasar Kondakci, Bernhard Streitwieser and Anna Saiti, *Higher Education in the Era of Migration, Displacement and Internationalization*, Routledge, 2021.
- Berg, Jana, Michael Gruettner and Bernhard Streitwieser(eds.), *Refugees in Higher Education: Questioning the Notion of Integration*, Springer VS, 2021.
- Berg, Jana, "International or Refugee Students? Shifting Organisational Discourses on Refugee Students at German Higher Education Organisations," *International Studies in Sociology of Education*, Routledge, 2022, pp.1-20.
- DAAD, *Integration of Refugees at German Institutions of Higher Education: Report on*

- the Higher Education Programmes for Refugees: Information 2 Study Preparation and Transition into Regular Degree Programme*, 2018.
- DAAD, *Paths to the Future: Successes and Challenges of Refugee Integration in German Higher Education*, 2018.
- DAAD, *The integration of refugees at German higher education institutions Findings from higher education programmes for refugees: Information 1 Academic preparation and access to higher education*, 2017, p.7.
- DER SPIEGEL* 28/1992, 05.07.1992.
- Dryden-Peterson, Sarah and Wenona Giles, "Higher Education for Refugees," *Refuge: Canada's Journal of Refugees*, vol.27, pp.3-9.
- External Monitoring and Evaluation for the European Union Regional Trust Fund in response to the Syrian Crisis, *the 'Madad Fund' Evaluation of Madad-funded Programmes/ Projects for Higher Education Evaluation Report, Final Draft Report*, November 2018.
- Hashimoto, Naoko "Are New Pathways of Admitting Refugees Truly 'Humanitarian' and 'Complementary'?" *Journal of Human Security Studies*, Vol.10, No.2 (Special Issue 2021). pp.15-31.
- HOPES, *My HOPES Story*, 2020.
- HOPES-LEB, *Join the HOPES-LEB Community for Higher Education Opportunities*, 2020.
- HOPES-LEB, *HOPES-LEB Higher and Further Education Opportunities and Perspectives for Syrians and Vulnerable Youth in Lebanon*, 2020.
- Kruger-potratz, Marianne (ed.), *Integration Stiften!: 50 Jahre OBS - Engagement Fur Qualifikation Und Partizipation*, Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co, 2015.
- Morlang and Watson, *Tertiary Refugee Education: Impact and Achievements 15 Years of DAFI*, UNHCR, 2007.
- Reich, Hans H. and Uwe Rohwedder, "Von der Hilfe für Flüchtlinge zur Förderung der Teilhabegesellschaft –Geschichte der Otto Benecke Stiftung e.V., 1965 – 2015," in Kruger-potratz, Marianne (ed.), *Integration Stiften!: 50 Jahre OBS - Engagement Fur Qualifikation Und Partizipation*, Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co, 2015, pp.11-64.
- Schneider, Lynn, "Access and Aspirations: Syrian Refugees' Experiences of Entering Higher Education in Germany," *Research in Comparative & International Education*, Vol. 13(3), Sage, pp.457-478.
- Streitwieser, Bernhard, *Universities as Global Advocates: Empowering Educators to Help Refugees and Migrants: Mapping of the Landscape Report by the University Alliance for Refugees and At-Risk Migrants (UARRM)*, 2018.
- Streitwieser, Bernhard and Lisa Unangst, "Access for Refugees into Higher Education: Paving Pathways to Integration," *International Higher Education*, Nr.95: fall 2018, pp.16-18.

- Streitwieser, Bernhard, “International Education for Enlightenment, for Opportunity and for Survival: Where Students, Migrants and Refugees Diverge,” *Journal of Comparative and International Higher Education*, 11, 2019, pp.4-9.
- Takizawa, Saburo, “Japan’ s Immigration Policy 2015-2020: Implications for Human Security of Immigrant Workers and Refugees”, *Journal of Human Security Studies*, Vol.10, No.2 (Special Issue 2021). pp.51-78. 2021.
- UNHCR, *Annual Report on the DAFI Programme (Albert Einstein German Academic Refugee Initiative) 2005*, 2006.
- UNHCR, *Annual Report on the DAFI Programme (Albert Einstein German Academic Refugee Initiative) 2006*, 2007.
- UNHCR, *Annual Report on the DAFI Programme (Albert Einstein German Academic Refugee Initiative) 2009*, 2010.
- UNHCR, *Annual Report on the DAFI Programme (Albert Einstein German Academic Refugee Initiative) 2010*, 2011.
- UNHCR, *DAFI Annual Report 2011*, 2012.
- UNHCR, *DAFI Annual Report 2012*, 2013.
- UNHCR, *DAFI 2013 Annual Report*, 2014.
- UNHCR, *DAFI 2014 Annual Report*, 2015.
- UNHCR, *DAFI 2015 Annual Report*, 2016.
- UNHCR, *DAFI 2016 Annual Report*, 2017.
- UNHCR, *DAFI Annual Report 2017*, 2018.
- UNHCR, *DAFI Annual Report 2018*, 2019.
- UNHCR, *DAFI Annual Report 2019*, 2020.
- UNHCR, *DAFI Annual Report 2021*, 2022.
- UNHCR, *Global Compact on Refugees* (<https://bit.ly/2DUrzXY>)
- UNHCR, *Refugee Education 2030: A Strategy for Refugee Inclusion*, 2019.
- UNHCR, *Complementary Pathways for Admission of Refugees to Third Countries*, 2019.
- UNHCR, *15 by 30 Roadmap*. (<https://www.unhcr.org/605a0fb3b.pdf>)
- Wright, Laura-Ashley and Robyn Plasterer, “Beyond Basic Education: Exploring Opportunities for Higher Learning in Kenyan Refugee Camps,” *Refuge: Canada’s Journal of Refugees*, vol.27, pp.42-56.
- Yildiz, Ayselin Gözde (ed.), *Integration of Refugee Students in European Higher Education Comparative Country Cases*, Yaşar University Publications, 2019.
- 有馬みき 「補完的保護の概念化と主要判断要素」 難民研究フォーラム編 『難民研究ジャーナル』 第5号、2015年、pp.50-57。
- 栗野鳳 「難民問題の変容と対応をめぐる一考察」 『国際政治』 第87号、1988年、pp.57-71。
- JICA 緒方貞子平和開発研究所 『JICA 緒方研究所レポート Human Security Today 今日の人間の安全保障：創刊号 人間の安全保障を再考する』 Vol.1 March 2022、2022年。

- 滝澤三郎「日本の難民問題」『難民を知るための基礎知識 — 政治と人権の葛藤を越えて』明石書店、2017年。
- 永吉希久子『移民と日本社会 - データで読み解く実態と将来像』中公新書、2020年。
- 難民研究ジャーナル編集委員会「企画趣旨 補完的保護について」難民研究フォーラム編『難民研究ジャーナル』第5号、2015年、pp.2-3。
- 難民研究フォーラム編『難民研究ジャーナル』第5号、2015年。
- 人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、2003年。
- 墓田桂『難民問題』中公新書、2016年。
- 橋本直子「欧州連合の難民政策」『難民を知るための基礎知識』明石書店、2017年、pp.211-227。
- 人見泰弘「難民受け入れと法的保護」『難民を知るための基礎知識 — 政治と人権の葛藤を越えて』明石書店、2017年、pp.129-135。
- 人見泰弘「戦後日本の難民政策 — 受入れの多様化とその功罪」移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア』明石書店、2018年、pp.101-107。
- 武藤亜子、杉谷幸太、竹内海人、大山伸明「人間の安全保障研究の歩み — JICA 緒方貞子平和開発研究所の取り組みを中心に —」JICA 緒方貞子平和開発研究所『JICA 緒方研究所レポート Human Security Today 今日の人間の安全保障：創刊号 人間の安全保障を再考する』Vol.1 March 2022、2022年、pp.22-43。
- 山本哲史「補完的保護の理論枠組の批判的検討」難民研究フォーラム編『難民研究ジャーナル』第5号、2015年、pp.4-30。
- 山本哲史「難民グローバル・コンパクトの採択」『国際法学会エキスパート・コメント』、No.2019-4、2019年。
- 『読売新聞』2022年5月23日付。

(参照ホームページ)

- 難民フォーラム「補完的保護に関する国際社会の取り組み」「別紙：諸外国における補完的保護とその対象」難民フォーラムホームページ (https://refugeestudies.jp/2021/06/research_complementary-protection/) 2023年1月12日閲覧。
- 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html>) 2023年1月23日閲覧。
- GTF ホームページ (<https://edpathways.org/>) 2023年1月20日閲覧。
- パスウェイ・ジャパンホームページ (<https://pathways-j.org/>) 2022年12月23日閲覧。
- UNHCR ホームページ (<https://www.unhcr.org/education-pathways.html>) 2022年12月23日閲覧。
- UNHCR ホームページ (<https://www.unhcr.org/tertiary-education.html>) 2023年1月20日閲覧。
- DAAD ホームページ (<https://www.daad.de/de/der-daad/wer-wir-sind/organisation/>) 2023年1月19日閲覧。
- DAAD ホームページ (<https://www.daad.de/en/information-services-for-higher->

education-institutions/further-information-on-daad-programmes/integra/) 2023年1月19日閲覧。

EU ホームページ (https://trustfund-syria-region.ec.europa.eu/index_en) 2023年1月19日閲覧。

EU ホームページ (https://home-affairs.ec.europa.eu/policies/migration-and-asylum/common-european-asylum-system_en) 2023年1月20日閲覧。

注

- 1) 2022年5月23日、UNHCR 発表。(『読売新聞』2022年5月23日付。)
- 2) 次節で述べるように、法的定義における難民は条約難民を指すが、本論文では条約難民、強制移住者・避難民 (displaced persons)、国内避難民 (internally displaced persons: IDPs) など広く保護を必要とする人々を、広義の意味に即して難民として論じる。
- 3) 国際的保護の必要性が存在し、ノン・ルフルマンの基本原則を尊重する義務が発生するケースに限定した部分のみを補完的保護と呼び、義務はないが人道上その他の理由により与えられる保護と区別することが一般的になっている。一方、広義の補完的保護は、法的義務としての補完的保護とその他の保護の双方が含まれるとされる。(有馬みき「補完的保護の概念化と主要判断要素」難民研究フォーラム編『難民研究ジャーナル』第5号、2015年、p.50-51。) 本論文では、法的議論ではなく社会的政治的議論に主眼を置くため、法的義務のあるものだけでなくその他の保護を含んだ広義の補完的保護について論じる。
- 4) UNHCR ホームページ (<https://www.unhcr.org/tertiary-education.html>、2023年1月20日閲覧。)
- 5) 山本哲史「難民グローバル・コンパクトの採択」国際法学会エキスパート・コメント、No.2019-4、2019年。
- 6) UNHCR, Global Compact on Refugees (GCR), (<https://bit.ly/2DUrzXY>)
- 7) 栗野鳳「難民問題の変容と対応をめぐる一考察」『国際政治』第87号、1988年、pp.68-69
- 8) Khalid Arar, “Refugees’ pathways to German Higher Education institutions”, *International Journal of Educational Development*, 85, 2021.
- 9) 有馬みき、前掲書、pp.50-51。
- 10) この難民条約第1条 A (2) で定義された難民の要件は、以下のとおりである。
 - (a) 人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すること
 - (b) 国籍国の外にいる者であること
 - (c) その国籍国の保護を受けることができない、又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者であること。
 (外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3>。)

html、2023年1月17日閲覧。)

こうした「法的定義を離れて、広い意味では、難民とは、住み慣れた国を何らかの危難のために離れ他国による保護（国際的保護）を求める人々のことである。このような広義の難民のうち、1951年の難民の地位に関する条約の保護対象（条約難民）として保護されるものについては、各国による恣意的ないし裁量の余地の大きな運用の問題が指摘される。条約難民に該当しながら正しく認定されないもの、条約難民の定義に該当しないが国際的保護を必要とする人々」（山本哲史「補完的保護の理論枠組の批判的検討」難民研究フォーラム編、前掲書、p.4。）への保護が議論されている。

- 11) 第一次世界大戦後の白系ロシア人難民に対する支援の必要性から、1921年6月 UNHCR の前身にあたる高等弁務官（High Commissioner）を国際連盟が設立。第二次世界大戦以前からのナチによる迫害から逃れたユダヤ人難民に対する支援も1933年に国際連盟が「ドイツからの難民のための高等弁務官」を設置しておこなったが、不十分なものであった。（墓田桂『難民問題』中公新書、2016年。）また、そもそも「補完的」という言葉が使われているのは、1951年の難民の地位に関する条約および1967年の同議定書を中心とする現在の国際難民保護レジームを前提としたうえで、それを補う形での保護という趣旨であり、難民条約上の保護の対象ではないと指摘される。（有馬みき、前掲書、pp.54-55。）
- 12) インドシナ難民については個別に難民性の審査は行われていないが、国内での処遇については条約難民に準じた配慮が払われている。（外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/nanmin/main3.html>、2023年1月23日閲覧。）
- 13) 難民研究ジャーナル編集委員会「企画趣旨 補完的保護について」難民研究フォーラム編、前掲書、p.2。
- 14) 有馬みき、同書。
- 15) 難民フォーラム「補完的保護に関する国際社会の取り組み」別紙：諸外国における補完的保護とその対象」難民フォーラムホームページ（https://refugeestudies.jp/2021/06/research_complementary-protection/、2023年1月12日閲覧。）山本哲史、同書。
- 16) Council of the European Union, *Presidency Conclusions - Tampere European Council, 15 and 16 October 1999*, EU ホーム ページ（<https://www.consilium.europa.eu/media/21059/tampere-european-council-presidency-conclusions.pdf>、2023年1月20日閲覧。）
- 17) Council Directive 2004/83/EC of 29 April 2004 on minimum standards for the qualification and status of third country nationals or stateless persons as refugees or as persons who otherwise need international protection and the content of the protection granted.
- 18) 橋本直子「ヨーロッパの難民問題」『難民を知るための基礎知識』明石書店、2017年、pp.218-219。
- 19) Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or

stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast)

- 20) 橋本直子、同書。
- 21) 橋本直子、前掲書、p.218。また、EUの枠組みでは「難民」よりも「庇護」「国際的保護」が多用されるのはこのためであると指摘される。
- 22) EU ホーム ページ (https://home-affairs.ec.europa.eu/policies/migration-and-asylum/common-european-asylum-system_en、2023年1月20日閲覧。)
- 23) EU ホーム ページ、同上。
- 24) United Nations General Assembly, A/AC.96/965/Add.1, 26 June 2002.
- 25) 有馬みき、前掲書、pp.51-52。
- 26) United Nations General Assembly, Resolution No. A/RES/71/1 adopted by the General Assembly on 19 September 2016, New York Declaration for Refugees and Migrants, paras 77-79 and Annex I, paragraphs 10 and 14-16, (<https://bit.ly/2o9ItXe>)
- 27) UNHCR, *Global Compact on Refugees* (<https://bit.ly/2DUrzXY>)
- 28) UNHCR, *Complementary Pathways for Admission of Refugees to Third Countries*, 2019,p.4.
- 29) UNHCR, *op. cit.* 2019, pp.6-7.
- 30) UNHCR, *op. cit.* 2019, p.5.
- 31) UNHCR ホーム ページ (<https://www.unhcr.org/tertiary-education.html>、2023年1月20日閲覧。)
- 32) UNHCR, *Refugee Education 2030: A Strategy for Refugee Inclusion*. 2019.
- 33) UNHCR, 2019, *op. cit.* p.14.
- 34) UNHCR, *15 by 30 Roadmap*. (<https://www.unhcr.org/605a0fb3b.pdf>)
- 35) UNHCR ホーム ページ (<https://www.unhcr.org/education-pathways.html>、2022年12月23日閲覧。)
- 36) メンバーは、フランコフォニー大学 (Agence Universitaire de la Francophonie (AUF))、欧州委員会 家庭・移民総局 (European Commission, DG Migration and Home Affairs)、欧州大学協会 (European University Association (EUA))、ドイツ政府 (ドイツ学術交流会 DAAD が代表)、カナダ政府、イタリア政府、ポルトガル政府、Dialogo Intercultural Mexicano (DIME)、国際教育研究所 (Institute of International Education (IIE))、公益財団法人 日本国際基督教大学振興財団 (Japan ICU Foundation (JICUF))、オープン・ソサエティ・ファウンデーションズ (Open Society Foundations (OSF))、オープンソサエティ大学ネットワーク (Open Society University Network (OSUN))、パスウェイズ・ジャパン、ユネスコ、国連難民高等弁務官事務所、UNIMED (Mediterranean Universities Union)、世界教育サービス (World Education Services (WES))、カナダ世界大学サービス (World University Service of Canada (WUSC)) である。(GTF ホーム ページ <https://edpathways.org/>、2023年1月20日閲覧。)
- 37) 難民研究ジャーナル編集委員会、前掲書、p.2。山本哲史、前掲書、pp.4-30。

- 38) のちにパスウェイ・ジャパンが引き継いでいる。(ホームページ <https://pathways-j.org/>)
- 39) 滝澤三郎「日本の難民問題」『難民を知るための基礎知識——政治と人権の葛藤を越えて』明石書店、2017年、pp.316-317。Saburo Takizawa, "Japan's Immigration Policy 2015-2020: Implications for Human Security of Immigrant Workers and Refugees", *Journal of Human Security Studies*, Vol.10, No.2 (Special Issue 2021), 2021, p.64.
- 40) UNHCR, *op. cit.* 2019, p.11.
- 41) Naoko Hashimoto, "Are New Pathways of Admitting Refugees Truly 'Humanitarian' and 'Complementary'?" *Journal of Human Security Studies*, Vol.10, No.2 (Special Issue 2021), pp.21-23.
- 42) 人見泰弘「難民の社会統合」『難民を知るための基礎知識——政治と人権の葛藤を越えて』明石書店、2017年、pp.131-133。
- 43) Arar, Khalid H., "Research on refugees' pathways to higher education since 2010: A systematic review," *Review of Education*, 2021; 9, 2021, pp.9-10. Dryden-Peterson, Sarah and Wenona Giles, "Higher Education for Refugees," *Refuge: Canada's Journal of Refugees*, vol.27, 2010, p.4.
- 44) DAAD は1925年創設以来260万人以上の学生・研究者を支援してきた世界最大の国際学術交流機関で、学生や研究者への奨学金授与のほか、高等教育機関間の国際協力の促進、ドイツ国内の高等教育機関の国際化の推進、国際的な学術交流の促進を目的として活動し、学術提携のための専門知識を提供している。その最も重要な分野のひとつが、ドイツにおける外国人留学生の受け入れとサポートである。(DAAD, *The integration of refugees at German higher education institutions Findings from higher education programmes for refugees: Information 1 Academic preparation and access to higher education*, 2017, p.7. DAAD ホームページ <https://www.daad.de/de/der-daad/wer-wir-sind/organisation/>、2023年1月19日閲覧。)
- 45) Morlang and Watson, *Tertiary Refugee Education: Impact and Achievements 15 Years of DAFI*, UNHCR, 2007, p.6., Wright, Laura-Ashley and Robyn Plasterer, "Beyond Basic Education: Exploring Opportunities for Higher Learning in Kenyan Refugee Camps," *Refuge: Canada's Journal of Refugees*, vol.27, p.50.
- 46) Hans H. Reich and Uwe Rohwedder, "Von der Hilfe für Flüchtlinge zur Förderung der Teilhabegesellschaft – Geschichte der Otto Benecke Stiftung e.V., 1965 – 2015," in Kruger-potratz, Marianne (ed.), *Integration Stiften!: 50 Jahre OBS - Engagement Für Qualifikation Und Partizipation*, Vandenhoeck & Ruprecht GmbH & Co, 2015, pp.11-35.
- 47) *DER SPIEGEL* 28/1992, 05.07.1992.
- 48) 'Agreement between UNHCR and the Government of Germany', in Morlang and Watson, *op. cit.* 2007, pp.172-176.
- 49) Morlang and Watson *op. cit.* p.16.
- 50) Morlang and Watson, *op. cit.* pp.9-10.

- 51) Morlang and Watson, *ibid.*
- 52) UNHCR, *DAFI Annual report 2020*, 2021, p.36.
- 53) UNHCR, *DAFI 2020 Annual report*, 2021, p.37.
- 54) UNHCR, *op. cit.* 2019, p.13.
- 55) DAAD ホームページ (<https://www.daad.de/en/information-services-for-higher-education-institutions/further-information-on-daad-programmes/integra/>、2023年1月19日閲覧。)
- 56) DAAD, 2017, *ibid.*
- 57) Dilaver Arıkan AÇAR, 'Germany', in Ayselin Gözde Yildiz(ed.), *Integration of Refugee Students in European Higher Education: Comparative Country Case*, Izmir: Yasar University Publications, 2019, p.21.
- 58) DAAD, 2017, *op.cit.* pp.10-11.
- 59) DAAD, 2017, *ibid.*
- 60) DAAD, *Paths to the Future: Successes and Challenges of Refugee Integration in German Higher Education*, 2018, p.8.
- 61) DAAD ホームページ (<https://www.daad.de/en/information-services-for-higher-education-institutions/further-information-on-daad-programmes/integra/>、2023年1月19日閲覧。)
- 62) DAAD, *Integration of Refugees at German Institutions of Higher Education: Report on the Higher Education Programmes for Refugees: Information 2 Study Preparation and Transition into Regular Degree Programme*, 2018, p.37.
- 63) シリア危機に対応するEU地域信託基金(EU Madad Fund)は、「維持」または「強化」を意味するアラビア語の「マダド」でも知られ、EUがシリア危機において560万人のシリア難民、受け入れ国および自国で避難した670万人の国内避難民に国際的に対応する最前線に位置付けるものである。
2014年12月の設立以来、マダド基金は21の加盟国とトルコ、英国からの寄付を含む23億8000万ユーロにより、基礎教育、高等教育、生計、健康、水と衛生、保護、社会的結合の分野で129の重要なプロジェクトを行っている。その後マダド基金は、プロジェクトは2025年6月まで継続されるものの2021年12月に正式に終了した。しかし、シリア危機に対するEUの対応は、「近隣、開発、国際協力手段」(NDICI、「グローバルヨーロッパ」としても知られる)への移行を通じて継続される予定である。(EUホームページ https://trustfund-syria-region.ec.europa.eu/index_en、2023年1月19日閲覧。)
- 64) HOPES, *My HOPES Story*, 2020.
- 65) HOPES, *op.cit.* 2020, p.3.
- 66) HOPES, *op.cit.* 2020, pp.1-3.
- 67) HOPES, *op.cit.* 2020, pp.5-6., External Monitoring and Evaluation for the European Union Regional Trust Fund in response to the Syrian Crisis, *the 'Madad Fund' Evaluation of Madad-funded Programmes/ Projects for Higher Education Evaluation Report, Final Draft Report*, November 2018.

- 68) HOPES-LEB, *Join the HOPES-LEB Community for Higher Education Opportunities*, 2020.
- 69) HOPES-LEB, *HOPES-LEB Higher and Further Education Opportunities and Perspectives for Syrians and Vulnerable Youth in Lebanon*, 2020.
- 70) 人見泰弘 「戦後日本の難民政策—受入れの多様化とその功罪」 移民政務学会設立10周年記念論集刊行委員会編 『移民政務のフロンティア』 明石書店、2018年、p.106。
- 71) 人見泰弘、前掲書、2017年、p.142。難民二世の教育達成を考えると、アレハンドロ・ポルテスの移民研究における分節化された同化論の理論枠組みが参考になる。(永吉希久子 『移民と日本社会 - データで読み解く実態と将来像』 中公新書、2020年、pp.224-246。)
- 72) 2003年に *Human Security Now* (邦題『安全保障の今日的課題』) と題した報告書を刊行した。(武藤亜子、杉谷幸太、竹内海人、大山伸明 「人間の安全保障研究の歩み — JICA 緒方貞子平和開発研究所の取り組みを中心に —」 JICA 緒方貞子平和開発研究所 『JICA 緒方研究所レポート *Human Security Today* 今日の人間の安全保障：創刊号 人間の安全保障を再考する』 Vol.1 March 2022、pp.23-24。)
- 73) 武藤亜子、杉谷幸太、竹内海人、大山伸明、前掲書、p.25。

講 演

創価大学平和問題研究所「平和講座」

国際熱帯木材機関 (ITTO) — 持続可能な開発のための取り組み

国際熱帯木材機関 (ITTO) 事務局長 シャーム・サックル

創価大学の学生の皆さま、鈴木学長、本日はこちらにお招きいただき非常に温かい歓迎をありがとうございます。創価大学が素晴らしい教育を若い学生の皆さんに提供し、教育のさらなる促進を図られていることに敬意を表します。

創価大学平和問題研究所の玉井所長より先ほど簡単に私の紹介と ITTO (国際熱帯木材機関) の活動について紹介をしていただきました。名前に熱帯木材とありますのは熱帯木材の貿易の責任を担っている組織だからですが、実際は、持続可能な形で森林、熱帯林を管理していくことに主眼を置いています。創価というのは、価値を創造するという意味だと伺っています。これは ITTO の哲学でもございます。価値を創出し付加するということ、すなわち熱帯林という貴重な資源に対して価値を創造していくということです。

それから、創価大学の創立者である池田大作先生に対して感謝を申し上げます。先生は、ITTO の重要な取り組みについて、2022年の第47回「SGI の日」記念提言の中で言及してくださいました。ITTO は創価学会とも連携をとっており、また創価大学出身の国会議員である中川康洋氏の支援で、日本の様々な機関とつながることができています。

私から、この講演を通して、ITTO は何をしているのかという概要をお伝えしたいと思います。そして、人間と森林と気候と、われわれの世界におけるつながりについて理解していただけるかと思います。

予測不可能な世界的危機の時代における ITTO のミッション

若い皆さんがご存じのとおり、私たちは非常に予測不可能な時代に生きています。新型コロナウイルスによって世界が影響を受けただけでなく、エボラ熱などいろいろな感染症があります。さらにロシアとウクライナの武力紛争だけではなく、シリア、アフガニスタン、その他の地域においても紛争が続いています。世界が直面している危機によって、サプライチェーンの混乱が起き、インフレは今までにないほどに高まっています。私たちは異常気象にも直面しており、これは気候変動が原因だと考える人もいますし、人為的なものであると考える人もいますが、いずれにしても、気候変動をと生態系の荒廃がもたらされています。これらはすべてこの数年の出来事であり、持続可能な開発をより迅速に追求する必要性が認識されるようになっていきます。

ITTO のミッションは、この熱帯林の持続可能な経営と管理、保全を促進することです。そして、合法的、持続的に伐採された熱帯木材の国際貿易の拡大および多様化を進めることです。ITTO は、熱帯雨林の資源に主眼をおいた唯一の政府間組織です。横浜を本拠地とし、日本政府と横浜市から手厚く寛大な支援を受け、設立以来35年間ずっと活動を続けてきました。加盟国は、世界の熱帯雨林の8割をカバーし、熱帯雨林木材の貿易の9割を扱っています。

持続可能な開発の触媒となる ITTO の活動

ITTO は、持続可能な開発の触媒となる活動をしています。私たちは熱帯木材の貿易拡大を強化するとともに、17 の持続可能な開発目標 (SDGs) 達成を支援しています。特に SDGs の目標1 貧困をなくそう、目標12 の作る責任、使う責任、目標13 の気候変動に具体的な対策を、目標15 の陸の豊かさを守ろうという活動を支援しています。国際的な協力のもとに目標17 の達成に向けても積極的に活動しており、その他の SDGs の目標である教育、ジェンダー・エンパワーメント、そして健康についても注力しています。ITTO が行う持続可能な熱帯林への取り組み自身が、SDGs の17 の目標全てに資するものだと

考えています。

サプライチェーンと持続可能な開発

世界の多くのセクターが、サプライチェーンと持続可能な開発との連携の重要性を認識しています。というのも、持続可能なサプライチェーンというのは、グローバル・コミュニティに対して製品やサービスが生活の質、教育、食、健康、そして安全保障を高めることを確実にするものだからです。合法的かつ持続可能なサプライチェーンは、特に森林に関わる環境および社会に対するネガティブな影響を低減します。また、公害やその他労働環境、ジェンダー平等やバイオセキュリティ、周縁化された人々、生物多様性や土地の使用のニーズといった問題にも対応するものです。そして、合法的で持続可能な熱帯雨林の供給とサプライチェーンによって、効率性と最大の効果、透明性が高まります。それは森林から加工工場、船舶、世界中への輸送というサプライチェーン全体を通して確保されるもので、幅広い視角と多様なステークホルダーの協力を必要とします。ITTO は、これらの製品やサービスが世界中に公正な方法で流通するための合法的で持続可能なサプライチェーンに関する独自のプログラムを持っています。

森林と市場を結ぶ ITTO のプロジェクト①：

トーゴにおける森林再生プロジェクト

私たちは、先ほども申し上げましたように、森林とマーケットの間にある様々な点をつなげて、持続可能な開発を推進しています。ITTO は創立以来、現地で1200 のプロジェクトを推進してきました。この講演の中で、そのうちいくつかの事例を紹介します。

すでに行われた ITTO のプロジェクトは、国際的なまたは国家的なパートナーと協力して実施してきましたが、これについては、ITTO のウェブサイト (www.itto.int) で詳細を見ることができます。

創価学会にも助成いただいたプロジェクトの一つは、西アフリカの小さな熱帯の国トーゴで100名の女性がジェンダーポジティブな形で参加して行われました。またこのプロジェクトには二つの県が関わっていました。

ここで意図されたのは、荒廃した森林20ヘクタール分を回復させることです。これまで置きざりにされてきたこの地域に住む女性のエンパワーメントによって、気候変動の問題の解決や植林につなげようとしてきました。女性は生産のスキルを獲得し、経済的な自立を果たすことによって、家族のニーズ、そしてコミュニティのニーズを満たすことができます。さらに、植林活動を通じて食糧生産が可能になりました。各家庭は、それぞれの食糧のニーズを満たすことができ、その余剰分を売って追加の収益を得ることができました。そして、女性たちだけでなくその子どもや夫、親や祖父母の生活を向上させることができ、この県、地域、そして国レベルでのプレゼンスが高まりました。資源を同時に効果的に管理する必要性から、社会的な連帯も強まりました。

そして、創価学会は非常に寛大なことに、このプロジェクトへの支援を引き続き継続してくださると聞いています。

森林と市場を結ぶ ITTO のプロジェクト②： インドネシアの自生林利用プロジェクト

次のプロジェクトは、持続可能な自生林を使用し樹木の安全保障を確保して、雇用の機会を提供するものです。これが所得と食の安全保障にもつながります。世界それぞれの地域で特定の樹木のニーズがあり、それが長年にわたる過剰な樹木の伐採につながっています。そこで、このプロジェクトは、こうした過去のあやまちを是正しようとしています。もちろんこれは、全て将来の世代のために、最大の効果をもつものを導入するものです。栽培技術はマニュアル化され、18ヘクタールの実験的な区画を開発し、地元の能力を向上させました。そして、木を育てることで小さな農家に直接的な利益をもたらすと同時に雇用を創出し、原材料を供給することによって、地元の産業を支えます。それが環境の改善にも役立つのです。植林が全ての問題を解決するわけではあり

ませんが、植樹をすることによって脱炭素を提供し、世界が排出している二酸化炭素を吸収し、木は光合成を行い、私たちが生きるための酸素を作ることができます。このプロジェクトは、ITTO の熱帯林の保全と持続可能な使用が効果的に機能している良い例です。これは、人、環境、そして健康にも良いポジティブな結果をもたらしています。

熱帯林に関する国際社会の取り組みと SDGs

持続可能な開発とは何かということは、明確に分かっています。原則的には、これは人のニーズと人間の開発目標を満たすことです。と同時に、人間が必要とする資源と世界が依存している生態系のサービスを提供することで、自然の生態系の能力を維持するものです。望ましい結果としては、生活環境と資源が人のニーズを満たし、自然システムの完全性と安定性を損なわない、持続可能な形で使われることです。これが初めて制度化されたのは、1992年のリオデジャネイロサミットであり、以来、進化を続けています。

森林の貢献に着目した最近の国際的なコミットメントの例をあげていきましょう。G7 の気候エネルギー環境大臣会合が、今年の5月にベルリンで開催されました。そして、2023年には日本政府が主催国となり開催されます。ITTO は、G7 のプロセスを支援するイベントによって、FAO と日本の農林水産省に協力しています。

森林と土地利用に関するグラスゴー首脳宣言は、2021年11月、イギリス・グラスゴーで国連の気候変動に関する UNFCCC に関連する COP26 (国連気候変動枠組条約第26回締約国会議) の一部として発表されました。2022年には COP27 がエジプトで開催されましたが、ITTO もそこでは非常に活発に活動しました。

国連のハイレベルでの持続可能な開発に関する政治的フォーラムもあります。これは、世界の SDGs の達成度や進捗状況を評価するものです。現状のレポートやイベントから判断しますと、まだ望ましいレベルに達していないため、2030年へ向けた SDGs の進歩を加速しなくてはなりません。

そして、気候変動の議論において今の時点で中心となるのが、パリ協定です。生物多様性条約については、カナダが主催国となり来週（2022年12月）からCOP15が始まります。ITTOも、カナダのモントリオールでの2週間の交渉に参加します。また地球環境機関も森林をプロジェクトの中心に据え、全ての環境問題に関して、条約を通して資金を提供しています。

そして、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダとSDGsがあります。SDGsには17の目標があり、わずか8年先の2030年がデッドラインです。実はこれは7年前の2015年、歴史的な国連の会議で決定されました。この目標のデッドラインまで、まだあと8年残っています。地球を守りながら繁栄を促進する行動が求められています。そのためには、貧困を撲滅することが、絶対的な鍵となります。経済成長を構築し、社会的ニーズに応え、気候変動をとめて環境を守る戦略と同時進行で、並行して行わなければなりません。これは、いくつかの柱を持ったアプローチといえるでしょう。

人間の幸福における持続可能な熱帯林産業の重要性

熱帯林は大変重要であり、人の幸福には欠かせません。森林は地球の陸上の31パーセントを占めており、陸上で最も生産性の高く最も多様性のある生態系の一つです。推定では、世界の16億の人々が生計を立てるために森林に依存しています。2030年までには、世界の人口は90億人を超えるでしょう。熱帯林は全世界の森林面積の45パーセント、およそ半分を占めています。そして、世界で極度の貧困の状況にある人々のうち、70パーセント以上が熱帯地方で暮らしています。だからこそ、持続可能な熱帯林の管理をサポートすることが不可欠なのです。そうすることによって、貧困を撲滅し、持続可能な森林業による利益の確保が可能となり、SDGsを2030年に達成することに貢献します。

持続可能な熱帯林産業の利点

持続可能な熱帯林産業の利点は、たくさんあります。熱帯木材製品とそれ以

外の木材製品は、持続可能な伐採、加工、貿易によって世界中の家庭や消費者に提供されます。そして、地元や国の経済、地域や世界経済にも貢献し、熱帯林に価値を付与します。これはもつと経済的に実行しやすい土地の利用へ森林を転換することを減少させるうえで、重要な鍵となります。

森林の一番の競争相手は農業であり、都市化、インフラ、鉱山などの他のセクターです。持続可能な管理をすれば、熱帯林は健全で、生産的で、再生可能な生態系です。そして、これまで述べてきたように、重要な生態系のサービスを提供します。

パンデミックや多様な脅威の森林への影響

現在、パンデミックへの対応が急務になっていますが、このことが世界的に混乱があるときに、セーフティネットとして人間の基本的ニーズを満たすという森林の価値を浮き彫りにしました。しかし、森林への脅威は続いています。これは特に気候変動のためです。ITTOのような組織が何をしようと、あるいは国連の森林に関するフォーラムが何をしようと、気候変動の議論で何を議論しようと、生物多様性の条約が何をしようと、警戒すべきスピードで、森林伐採や劣化は続いています。それでもわれわれは緊密にFAOとも協力をし、活動しています。世界は、2015年から2020年の間に毎年推定で1000万ヘクタールの森林を失いつつあります。さらに現在、パンデミックや世界的な紛争が大きな脅威となり、森林が農業使用に転換されています。なぜなら、食の安全保障が、パンデミックと世界的な紛争の結果として、直接のダメージを受けているからです。

森林破壊の主要な要因は、森林の保護と競合しています。依然として非合法的な伐採が一部の地域で行われていますが、この問題を解決するには、地元の政治的意志が必要です。そしてもし貧困を撲滅することができれば、このような不法行為をなくすことができるでしょう。先進国や先進的になりつつあるマレーシア、また日本のような国に住み、創価大学で勉強しているような留学生にとっては想像し難いですが、世界にはまだまだ貧しい地域があります。その

ような地域は、料理、暖房、その他の目的で、森林に依存しています。日本には電気があって、スイッチを押せばすぐに電気をつけることができます。スイッチをひねればガスで料理をすることもできます。しかし、こういった地域では、そのような便利なものはなく、水をくむだけでも、何キロも歩かなくてははいけません。あるいは、木材やたきぎを得るにも、何キロも歩きます。そして、電気のこぎりもないので、自分の力で切らなくてははいけませんし、私たちの衛生的なキッチンとは異なる屋外で料理をしなくてははいけないというように、かなり大きな違いがあります。グローバルなコミュニティというのは、非常に多様であることが特徴です。気候変動と生物多様性の損失が加速することによる影響は、私たち全員が直面しているもう一つの脅威のはずです。

森林資源の適切な管理と使用の必要性

さらにもう一点、熱帯雨林についての誤解があります。熱帯雨林は非常に重要であり触れてはいけないもので、完全に保全されるべきだと考える人がいます。ITTO と私の個人的な見解として、森林をそのままにして、国際的な貢献という価値が失われると、森林はそのまま失われていきます。実際にそれによって日々森林が失われています。というのも、他の土地の利用、例えば農業生産や都市化、あるいは工業地帯のような形で土地を利用するほうが、現状の森林が生み出すものよりもずっと収益をもたらすからです。

そのため、ITTO は熱帯林が国際投資を必要としていること、そして、熱帯林から人類に資するような形で価値を創出することが必要だと訴えています。熱帯木材のシェアは、このような触れてはいけないというネガティブな認識やイメージによってしばしば影響を受けています。私はこの分野で30年ほど森林産業の専門家と仕事をしてきましたけれども、放置された森林は、そのまま死滅してしまいます。特に熱帯雨林はそうです。熱帯林が成長するためには、光が必要です。つまり、選択的に伐採する必要があるということです。そうすることによって、新しい苗を育て使用するのが、持続可能なやり方なのです。

森林資源を使用することは、自然に基づいた解決法になります。環境にやさ

しくない素材、あるいは環境に有害なコンクリートやアルミ、鉄鋼、セメント、その他の資材に比べて再生可能な資源です。

こうした資材を組み合わせることは、問題ありません。例えばこのディスカバリー・ホールですが、木材のパネルが美しく、床や座席も木材で作られています。これをグローバルなコンセプトにも変換する必要があります。多くの社会がこのように様々な建築材などを使っていますが、さらにできることがあると思います。循環型経済は、木材を使用することによって実現し、また雇用も創出され、収益も生みます。それが、森林資源を将来にわたって、特に将来世代のために持続可能に維持していくために、必要なことです。消費者市場は、熱帯木材が生み出すことができる大きな利点を見落としているのです。

持続可能な熱帯林とは何か

また、持続可能な熱帯林の管理は、将来のSDGsを達成する上で鍵となります。ITTOの定義では、熱帯林の持続可能な管理とは、森林固有の価値と将来の生産性を不当に低下させることなく、また物理的、社会的環境に不当な影響を与えることなく、望ましい木材製品とサービスの継続的な流通を生み出すことに関して、明確に規定した一つ以上の目的を達成するための森林管理のプロセスです。

人間のニーズと環境サービスを継続的に満たすこと、そして、森林の土壌、水、炭素貯蔵量の保全を確保することが必要です。炭素の貯蔵は樹木によって維持されており、樹木がなければ水もなく、土がなければ樹木もありません。それぞれの要素がつながっており、それらは全て自然の要素なのです。

また、生物多様性の保全は、動植物の健康を意味しています。森林の回復力と再生能力を維持し、炭素の貯蔵、食糧安全保障、森林に依存するコミュニティの文化や生計のニーズを支援することに繋がります。そして、森林管理における責任と森林利用から生じる利益を、公平に配分することができるようにします。

今後の課題①：森林への持続可能で戦略的な投資

今後の課題として、熱帯林には、持続可能で戦略的かつ迅速な投資が必要です。それによって、植林と保全、森林管理、森林産業、循環型バイオ経済への持続可能な木材貿易に繋がる変革が可能になるからです。

日本が積極的にバイオ経済を推進してきたことは、大変素晴らしいことです。また日本は、ブルーカーボン戦略も導入してきました。ITTOが全面的に支援している熱帯木材産業も消費者市場も、持続可能な生産と消費に関するSDGsを促進するための革新的な公共投資、民間投資を必要としています。そのために、私たちは持続可能な利益を目的とした民間投資のための環境を整える必要があります。さらに、持続可能なビジネスモデルの開発がもう一つの重要な鍵であり、私たちは様々な要素の循環を維持する持続可能なビジネスモデルを持ったパートナーと協力していきたいと考えています。

今後の課題②：鍵となる要素

熱帯林の貢献という役割は、ITTOもプログラムとしておこなっている土地の回復に支えられる必要性を感じています。多くのプログラムは熱帯地域に焦点を当てているため、気候変動の問題にも対応する必要があります。これはグローバルなコミュニティーによって認識され、十分に支援されなくてはなりません。また、ガバナンスと執行も必要であり、合法的かつ持続可能なサプライチェーンに貢献する持続可能な森林管理には不可欠です。

多様なステークホルダーの関与とジェンダー平等ももちろん必要です。女性や少女には、意思決定プロセスに参画する権利があります。これにより、社会的、環境的、経済的な利益を保護し、SDGsを共有することが可能になると考えています。

さらに、コミュニケーションとアウトリーチを通じて持続可能な木材の伐採は森林破壊ではないという公共意識を高めていくことも必要です。合法的で持続可能な木材のサプライチェーンを活性化することは、同時に、世界の20億人

近くの人たちの生活に資することでしょう。

以上が、ITTO が国際組織として行っている活動の概観です。ITTO の WEB ページでは、合法的で持続可能なサプライチェーンが何かということについて、教育的な資料を紹介しており、すべて自由に閲覧することができます。政策文書や技術的な資料、毎年発行している報告書なども掲載しています。ソーシャルメディアのチャンネルもありますので、私たちが取り組んでいるテーマについて関心がありましたら、ぜひフォローしていただきたいと思います。

皆さまのほとんどの方々は、法学部、経済学部、文学部の三つの学部に所属していると伺っていますが、ITTO はこの三つの分野全てに取り組んでいます。私も弁護士で、森林関係の者ではありません。しかし、それは問題ではないのです。この分野に関して熱意があれば、活躍することができます。そして、この分野について学び続ける意志と忍耐力があれば、優れたキャリアという素晴らしい高みへと導かれ、専門家としても個人としても非常に満足できる使命を果たすことができるでしょう。

ご清聴大変にありがとうございました。

《質疑応答》

【質問】

貴重なご講演ありがとうございます。今回の講義を通して、ITTO から日本はどのように見えているのかということについて質問です。エジプトの COP27 で、日本は化石賞を取ってしまいました。全体的に SDGs という観点から見ても日本は遅れていると思いますが、どのように日本を捉えているのかを教えてくださいたいです。

【回答】

ご質問ありがとうございます。ITTO は、COP27 でも積極的に活動しました。

日本政府も、COP27で技術的な発展を進めることによって、気候変動の問題に対応するという形で、積極的に参加していました。代替燃料や水素の活用を進めるといった技術的な話もしておりました。多くの国が化石燃料の使用を減らすことに積極的ではありません。その意味で、日本は最善を尽くして、さまざまな技術を導入しようとしています。

ITTO に関しては、世界の最貧国でも活動していますので、代替燃料のコストについて検討しています。水素は素晴らしいですが、非常にコストがかかります。原子力も素晴らしいものですが、非常に危険でもあり、損害をもたらす可能性があります。原子力の安全が保たれば、世界が脅かされることはないと思います。それと同時に、例えば石炭などを活用するということもあります。世界中の何十億人という人々がこのような再生可能エネルギーやその他の代替燃料を活用することができない状況にあります。

日本政府は、その意味で、非常に良い指導的な立場にあると思います。代替燃料への転換という動きをさらに推進し、財務的なコミットメントにより他の国を支援して、より良いエネルギー源を使えるようにしていくべきだと思います。COP27では、この損害あるいは損失に対しての基金というテーマも出ましたが、一部の当諸国のみに関係するものであり、未解決な問題となりました。気候変動の問題に対処するためには、毎年1000億ドルが必要であり、まだまだやることは残っています。

日本政府は、来年 G7 の主催国です。日本にとって、G7 の他の G6 の国々に対するリーダーシップを発揮するよい機会です。ITTO は日本政府やインドネシア、マレーシア、ブラジルなどの大きな熱帯の国々に、G20 と G7 でエネルギー問題を話し合うことを提案しました。

ご質問ありがとうございました。

【質問】

本日はご講演ありがとうございました。植林を中心に講演されていましたが、私が特に重要だと考えるのは、水資源についての問題です。近年、ヨーロッパ、例えばフランスで非常に飲み水が不足するという事態が起きていま

す。また木材と違って、飲み水などは一切、代替が不可能である物資であることから、飲料水をいかに管理していくか、それをどのくらい植物に回していくかということについて、ご意見を伺いたいと考えています。

【回答】

非常に興味深い質問をありがとうございます。ITTO は、水は地球上の生物にとって最も重要な要素の一つであると認識しています。先ほども申し上げたと思いますが、植林が全ての答えではありません。木は、水の保持を促します。そして、なぜフランスは飲料水が足りないのかという点については、いくつか理由があります。一つは、気候が変わっているということです。今年は、今までなかったような暑い夏がありました。ヨーロッパは、ここ3年間、そのような夏に直面しています。そして、先ほど申し上げたように、これはひょっとしたら地球の気候のサイクルのためかもしれませんし、人間に由来するものかもしれません。

フランスは、国として、たくさんの天然の森を失っています。そして、再び植林しようとしていません。その理由もいくつかありますが、フランスの土地利用で着目しているのが、農業の生産です。彼らは、フランス国民のためだけでなく、農業資源を海外に輸出するために生産しています。

さて、私は熱帯の世界出身であり ITTO の一員として、どうすればよりうまく水資源を管理できるのかを考えますが、これはいくつかの国にとって、特に今まで森林資源を大事にしていなかった国にとっては、長いプロセスになります。

なぜフランスが多くの木を失ったかの理由は、過去の戦争にあります。木材はよろいや武器を作るために使われました。その後、人々を食べさせるため、農業で収入を得るようになりました。一方、木材はフランスの旧植民地から得るようにしたため、木材資源を自国で作らなくてはならないという心配はありませんでした。

そして、水管理は、木と森林が非常に重要な役割を担っています。先ほど申しましたように、木を育てることによって、炭素を貯蔵することができます。

木は土壌をばらばらにすることなく、雨が降ったときには、土壌に水が保全されます。そうなりますと、地下水が自然の水に取って代わられます。そして、川もその土壌のおかげで存在します。木がなければ、あるいは植物がなければ、そして土壌を川沿いに保つことができなければ、川沿いの土地は崩壊してしまいます。崩壊しますと、堤防が崩れ、土壌が川に入ってしまう。そして、川底が高まり、水はさらに海のほうへと流れてしまいます。

もちろん雨が降らないことも問題です。熱帯国、例えば雨があまり降らない私の国マレーシアでは、人工的にヘリコプターや航空機で雨雲を作り、雨を降らせています。人間は賢く、技術的な進歩があります。そうすることによって生計を立てることができます。

また、アフリカにおいては、飲み水に関して今、最も大きな脅威があります。貧しい地域は、今でも深い井戸に依存しています。その他の国連のパートナー機関とわれわれは、森林の維持だけでなく、非森林地帯においても協力をし、川の氾濫についても考えています。

それから、飲料水を作ったり排水を滅菌して再利用するというのも、例えばアメリカ、イギリス、スコットランド、ウェールズで行われています。品質の良い水が不足してかなり汚染されているので、ろ過したあとさらに再ろ過していくことをしています。場合によっては、バクテリアのように人間にやさしいものを使用して、有害物質を除いています。日本は、その意味で、非常に幸運であり、そのような心配がありません。もちろん暑い気候ではありますが、雨が一定量、降ります。ですので、世界においては国連のような機関が必要だと思います。

【質問】

今回の講演を聞いて、SDGsの持続可能な開発と環境保全に対する疑問が生まれました。自然の生態系や資源のおかげで、私たちの暮らしている社会や生活が成り立っていると思います。つまり、この豊かな生態系を資源として使っており、例えば森林伐採などのおかげで経済が回っているという実情もあるのではないかと思います。

そこで、持続可能な開発と熱帯林保全や森林保全は、一緒に実現していくことが可能なのかどうかということを伺いたいと思います。

【回答】

ご質問いただき、ありがとうございます。持続可能な開発と森林資源の利用を両立させることは、熱帯諸国において可能です。これが持続可能な森林管理の基礎になっています。その規則や様々な指標に基づいて伐採をしています。十分に成長した樹木を単位面積当たりで伐採するという形で管理していますので、自然に育成され、再生されます。つまり、新しい種苗からまた伸びるということです。

また、熱帯国においては、苗を育成することで造林の拡張や植林活動も実施しています。例えば、気候パターンによって自然な木の育成が影響を受けるかもしれないので、苗を使って生育を促進することができます。また、天然資源としてプランテーションを使い、さまざまな天然の森林のストレスを軽減することができます。

また、森林のプランテーションは、光合成や炭素の貯蔵も含めて行っていく必要がありますが、そのためには、土地が必要です。どの国も自由にプランテーションをつくるのではなく、さまざまな規則が必要です。もちろん一番重要なのが、真摯的な意志だと思っています。どのような国においても、ルールと規則に準拠する必要があります。マレーシア、ブラジル、インドネシアは、持続可能な森林管理を実行しています。これにより、天然の森林を維持することができます。持続可能な形で開発をしながら、森林を維持することは可能です。

例えばマレーシアの例を挙げますと、1992年のリオデジャネイロサミットにおいて、少なくとも50パーセントの天然の森林を維持すると約束しました。今は2022年ですが、マレーシアは56パーセントの天然森林を維持しています。そして、他の農業的なプランテーションであるゴムやパーム油、コーヒー、ココアなども含めると、マレーシアにおける森林の面積は、72パーセントまで上がります。このような形で、国々は前に進んでいます。

【質問】

持続可能な開発に関心があります。プレゼンテーションをありがとうございました。特にラテンアメリカのビデオが気に入りました。

ラテンアメリカ、中南米に関して質問です。私はコロンビア出身ですが、残念ながら非常に汚職が多い国です。そのため、コロンビアでは、汚職のために持続可能な開発が阻まれてしまっています。どうすれば持続可能な開発を通して政治における汚職を止めることができるでしょうか。政治的にだけでなく、持続可能な開発を通して、汚職に歯止めをかけることはできますか。そうすることにより、持続可能な開発を作り出すことができますか。

【回答】

ITTO として、汚職に苦しんでいる国々に同情します。私たちの組織には36の加盟国がありますが、コロンビアはその一つです。コロンビアは素晴らしい加盟国ですし、林業関係者は素晴らしい方たちばかりです。汚職は、実際に権力を持っている政府にあるかと思います。そして、この汚職の問題の解決は、ITTO の加盟国であっても、ITTO の業務の範囲外です。

しかし、ITTO は、少なくとも日本も含めたドナー国が資金を提供しているプロジェクトに関しましては、協力している人たちやプロジェクトの協定がITTO の反汚職なども含んだ複数のポリシーでカバーされるようにしています。

どうすれば汚職を解決できるのかについてのご質問にはお答えできません。その国の国民の問題だからです。国によっては、汚職のおかげで物事を前に進めることができると考える人もいるように、見方によります。他の国では、汚職とは非常に破壊的なものと見なされています。なぜならば、仕事の価値を破壊するからです。そして、進歩も阻みます。実際に現地の現実としては、ほとんど全ての国において汚職は存在します。ほとんど全ての社会においてです。日本はG7の諸国ですが、日本でも汚職はあると思いますので、驚くことではありません。

しかし、汚職は、貧しい国においてより大きい問題であるため、重要です。

貧しい国で汚職が顕著なのは、十分な金銭的な資源がないからです。そして、このために、権力を持った官僚が汚職のわなにはまらないようにはできないからです。

若い人たちは将来、これを変えていけます。先ほど申しましたように、どのような仕事であっても、少なくとも私の世代でやろうとしていることは何らかの変化、すなわち人々の考え方や行動の仕方、そして地球を守るためにやっていることに変化を起こそうとするものですが、うまくいけば、将来の世代の役に立ちます。私の息子は、皆さまと同じくらいの世代です。皆さま次第です。皆さまが変化を引き起こしてください。

完全な解決法を汚職に関しては差し上げることができず、大変申し訳なく思っています。痛みを伴う問題です。

【質問】

日本は森林大国といえるほど、森林が多い国だと思います。ITTO から見て、日本における森林の植樹の必要性や森林問題について、何かお話が聞けたらと思います。よろしく願います。

【回答】

私たちの活動は、熱帯国における植林に関するものですが、日本の植林や森林についてもよく知っています。日本は、第二次世界大戦で破壊された後に植林をした素晴らしい例です。特に丘や斜面など、荒廃した地域などにも植林しました。日本が今、直面している問題は、国土の60パーセントが既に植林をされているのですが、その多くが簡単に人が行けない所であるということです。それから、政治的なレベルにおいても、何ができるかということについて議論があるようです。

また、日本で植林された木の種は、日本人に大きなアレルギーを引き起こす杉の花粉であるという問題も分かっています。そこで、日本はこういった資源を活用するべきだと思っています。日本はその国土に植林をしながら、多くの木材をロシアやインドネシアといった国から輸入しています。日本は

ITTO という組織をホストとして本拠に置くことによって、熱帯国における植林の問題、伐採の問題に貢献しようとしていますので、私たちもどのように進めることができるかというアイデアを出しています。植林された木は成熟しており、活用できると思います。

日本は今、木材の不足に悩んでいます。それはロシアからの木材の輸入が止まっているからです。その一方で、植林が必要な状況によって、経済的な価値と環境的な価値も生まれると思っています。そういった意味で、日本は良い方向に進んでいると思いますが、植林したものに再投資をし、例えばお箸や床のパネルなど多様なものに木材を利用すれば、日本の木材を活用することができます。それによって雇用も創出できます。もちろん日本における製造コストは、人件費や間接費のために、高いという問題はあります。

もう一つの方法としては、植林された樹木を伐採して海外に輸出をし、そこで加工をすることです。例えば、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイなどの可能性があると思います。

【質問】

現在、私が所属している国際関係論のゼミの先生から、アマゾンの森林伐採について話を聞きました。国際的には、他国がブラジルのアマゾンの森林を破壊することは禁止されているとは思いますが、ブラジル国内で自国の領土の森林を伐採していくことが止まらない状態が続いているとのことでした。こうした問題に関しては、どのようにアプローチしていくのがアマゾンの森林を保全する重要なファクターになるのでしょうか。

【回答】

ゼミの先生のおっしゃるとおりで、いまだに森林の破壊がアマゾンで進んでいます。忘れてはならないのは、アマゾンはいくつかの国が共有しているということです。ペルー、エクアドルもアマゾンの森林の一部を持っていますが、最も大きな面積を所有するのはブラジルです。そのブラジルでなぜ森林伐採、森林破壊が増えているのかというのは、ボルソナロ元大統領の政治的な方向性

のためです。

ボルソナロ元大統領が権力を握る前のルラ大統領は、環境保全に関して素晴らしい仕事をしました。ブラジルは、ITTOの中で非常に活発で最も大きな熱帯国のメンバーでした。力があり、強く非常に賢い加盟国でした。しかし、ボルソナロ元大統領が権力を握ったときには、ブラジルの参加は大幅に減少しました。なぜなら、ブラジルの森林省が力を失ってしまったからです。そして、ブラジルは環境保全に関する変化を国際レベルで引き起こすことができなくなってしまいました。ブラジルの人々の判断は割れています。国の半分の人々は、ボルソナロ元大統領のやったことは正しかった、経済的な機会をブラジルのために開いたと思っています。しかし、環境的な資源は失われてしまいました。ブラジルの残りの半分の人たちは、ボルソナロ元大統領を全く支持していません。彼らは経済的な機会に感謝していますが、森林やアマゾンを破壊せずに来たのではないだろうかと考えています。

その後、ルラ元大統領が再選され、ブラジルは今年のITTOの会議にまた参加してくれています。これは私たちにとっても関心の高く、勇気づけられる出来事でした。なぜなら、彼らはブラジルから実際に参加者を送り込んでくれたからです。これから1、2年の間にブラジルにおける政策は変わり、以前のものにまた戻るであろうと私たちは自信を持っています。ルラ大統領も再選されたすぐ後にもかかわらず、COP27で非常に活発に活動し、いくつかの約束をしてくださいました。ITTOのような組織には、彼のような約束をする人が必要です。多くのITTO加盟国の人たちは、約束通り森林資源を守ってくれました。

しばらく待ってみてください。ある日、ゼミの先生もいいニュースを語ってくれるかもしれません。ブラジルにおける不法な森林伐採は、前ほどはひどくなくなっています。以前は20年もの間、非常に良い活動をしていましたが、ここ数年の間に状況が悪化してしまいました。それは、仕方がないことです。誰も何もできません。特定の国の政策に影響を及ぼすことはできません。しかし、それでも勇気づけられることだと思います。

【質問】

この環境と開発の第1回授業で、熱帯雨林の土壌は温帯の日本とは違って、雨が降らないせいで肥沃な層が大変少ないと聞きました。今日の講演で、合法的で持続可能な伐採は環境破壊ではないといわれていましたが、植林もすることでした。日本では、単一の植物を植えたがために、ナラ枯れ病などがはやったりしますが、熱帯雨林の植林で何か植林する種類について気をつけていることはありますか。

【回答】

一部の熱帯国においては、その土地にもともとなかった木をあえて植林するようにしています。別の熱帯国でうまく植林できた種を、試験的に植林しています。例えば、ゴム関係の木です。マレーシアではもともと原生林ではなかったのですが、ゴムの木をブラジルの森から持ってきて、マレーシアやインドネシアで植林しました。これは非常にうまくいきました。なぜうまくいったかという、この熱帯域は一つの帯のようになっています。北極と南極がありますが、熱帯地域はその真ん中でいわゆる帯のようになっていますので、この地域に育つ木は、どの国であっても同じように育つわけです。

もちろんもともとその地になくユリオプスのような木を植えることがブラジルで行われていますが、一つの賭けだと思います。もともとその地になく木を植えるときにはどうなるか分かりません。

その他、サブスピーシーズといわれる下位の種もあります。そのようなものを植えることによって、全く土壌に害を及ぼさない場合もあれば、害となってしまう場合もあります。木が育つけれども、それと同時に水資源や栄養分を土壌から過剰に吸い上げてしまうことがありますので、まずいったん試験を行い、その後に土壌の状況を修復する必要がある場合もあります。例えば、人工的に窒素や様々な要素を土壌に注入することによって以前の状態に戻すことをしています。これは自然ではないですけれども、そのような形で回復します。

原生林は、土壌の肥沃さを持続可能な形で管理することができれば維持されます。例えば、落ち葉や動物の排せつ物など天然の物が土壌を豊かにします。

そのような生物的な生態系があります。

質問のとおり、日本では単一の種を植林し、早く育ちました。杉は非常に早く育つ木ですので、それによって問題が解決すると考えたのだと思います。他のヨーロッパの諸国も同じような間違いを犯しました。もともとあったカシの木を切ってしまう、パイン木などの他の木を植えてしまったことで、かなり単一になってしまいました。フランスとドイツも同じような状況です。オランダにはもともと木はあまりなかったですし、ベルギーも同じような状況です。

単一の種では、病気のリスクがあります。何年も前ですが、アメリカ、ドイツ、フランス、カナダなど多くの国々で木が破壊されてしまう病気を経験しました。日本でも今、木の皮の病気やキクイムシに関して対処しようとしていますが、森林資源が重要なのであれば、この病気がほとんどの木を殺してしまう前に保護しなくてはなりません。そうしませんが、その年にまた健全な木の種を植林できるように、病気の木を切り倒し、資源を使ってしまうなくてはなりません。これは政府が決定するか関係する省庁が政府に対して対処法を提案するべきです。少しの痛みと資金、そしてかなりの労力が必要ですが、可能です。

皆さま、非常に興味を持っていただき、ありがとうございました。皆さまに明るい将来があるように願っています。そして、森林業は男性のみのものではなく、女性もぜひ入ってきていただきたいと思います。私は30年間関わってきましたが、非常にいい分野です。

どうもありがとうございました。

講 演

創価大学平和問題研究所「平和講座」

人新世の脅威と人間の安全保障

国連開発計画（UNDP）駐日代表 近 藤 哲 生

はじめに

皆さん、こんにちは。今日は久しぶりに八王子に来て、皆さんにお会いできるのを楽しみにしていました。今日は「人新世の脅威と人間の安全保障」とのテーマでお話ししますが、なぜ皆さんにこの話をあえてするかということについて一言申しますと、それは皆さんがリーダーだからです。創価大学で学び、社会や世界のためにこれから働く皆さんに、地球の未来がかかっています。そのようなリーダーの方々に、今、なぜ人類はこのように行き詰まっているのか、どのようにしたら乗り越えていけるのかについて、一つのヒントを提供したいと考えています。そこから先はぜひ皆さんが、仕事や生活の中でライフワークとして、人生の中で考えてほしいと願っています。大学の授業の一コマではありますが、皆さんの、これからの人生の方向性を決める上で参考になる話の一つでもできれば幸いです。

私は20年にわたり国連職員として働いてきて間もなく定年の年齢となります。このキャリアを終えて、次の人生のステージに行こうかという時期にきています。私が一生をかけて仕事をしてきたことにどのような意味があったのかということを考える時期になっています。今、強く感じるのは、国連誕生から77年を経て国連に何ができたのだろうかということ。国連がなぜつくられたのか、その目的はどれほど達成できたのかということ、そこで働いてきた

者として、もうすぐ定年を迎えるにあたって考えるわけです。

今、この時代は、新型コロナウイルスのパンデミックにひどい打撃を受けました。そしてまた、ウクライナで戦争が起きています。そこから立ち直って、コロナ禍の前、あるいは戦争が起きる前のようないい時代に戻れるかという、それは恐らくできないでしょう。前と同じような時代は残念ながら来ませんが、このような苦境の中で学んできた私たちはいろいろなことを知りました。その結果、ビルド・バック・ベターといわれるように、前よりもいい生き方ができるのではないかということも感じています。それでも、64歳になる私としては、皆さんにいい地球を残せるのかということになると、これは本当に申し訳ないという思いでいっぱいです。もっときれいな、もっと平和でもっと住みやすい地球にすることが国連の仕事であつたはずですが、そうした理想には及ばない現状に、非常に厳しい自己評価をせざるを得ません。

そのうえで、私の働いてきた国連開発計画（UNDP）の取り組みを紹介しながら、私たちが取り組むべき課題についてお話ししていきたいと思います。

1. UNDP について

UNDP は国連を中心とした国際機関のシステムの一部です。そこで国連という組織について確認しておきたいと思います。国連は第2次世界大戦のような残虐な戦争が二度と起きないようにつくられたわけですが、つくったのは第2次世界大戦の戦勝国でした。日本を含めて戦争に負けた国、ドイツ、イタリアなどは、最初は国連に入れてもらえませんでした。国連の加盟の可否は安全保障理事会で審議されますが、日本の加入申請はソ連の反対でなかなか認められませんでした。1956年、日ソ共同宣言の調印などを経て、戦争から11年後、ようやく国連に入れました。

その頃、アジアやアフリカが植民地支配からの独立を果たし、新しい国が生まれました。こうした新興国は、新たな国づくり、国の運営、ガバナンスに苦労が多く、国連にサポートを求め、国連への加盟がすすみました。こうした新興国を支援するために国連に「特別基金」が設けられるのですが、それが

UNDP の前身となりました。

国連創設の第一の目的は戦争を再発しないこと、すなわち平和を守ることで人権を守るということにあります。さらに、貧困によっても人権は侵害されますから、人権を守るために開発によって貧困を解消することも国連の重要な目的なのです。すなわち、「平和」、「人権」、「開発」、これが国連の任務です。

現在の UNDP 総裁、アヒム・シュタイナーが言っているのは、今日の不確実な時代にマッチした開発のアプローチを提供していくということです。例えば、貧困削減のためには皆が働いて収入を得なければなりません。農業従事者であれば適切な農業技術を使いこなすことが必要ですが、それだけでは不十分で、生産物を市場に出して適正に販売し、収益を上げなければいけません。そうしたマーケティングということも UNDP では支援しています。

それからガバナンスです。公正な選挙によって選ばれた人がリーダーになるということが民主的なガバナンスということですが、それができていない国がかなりあります。かつては民主的な体制であった国でも、クーデタなど武力でリーダーにのし上がった人が独裁者になっている国が多いです。そのような国をいかに減らすかということも私たちの任務です。それから、自然災害からどのように人々を守るかということにも取り組んでいます。被災後の復旧・復興を進めるとともに防災を強化して、社会の強靭さ — レジリエンスを高めるということです。

次に環境の問題です。今、海にあるプラスチックの総重量が、海にすむ魚類の総量よりも重いという状態になっていますが、こうした課題にどう取り組むべきなのか。また、ウクライナでの戦争もあり、エネルギー価格がどんどん値上がりしていますが、化石燃料だけではなく再生可能エネルギーをどのように確保するかということが問題です。そして、ジェンダーの平等ということです。女性が男性と全く同等の社会参加、社会の中での意思決定権、それから収入の確保ができるということが必要です。私は UNDP で20年以上、いろいろな国で、その国の開発を手伝ってきましたが、中心テーマとして、この中で何が一番大事かということジェンダー平等です。ジェンダー平等ができる国はうま

くいきます。これは私の実感です。

2. 人間の安全保障について

次に、「人間の安全保障」とは何かということを考えていきたいと思います。

UNDP が1966年にできて、70年代、80年代、開発援助をしてきましたが、その時代、70年代、80年代と90年代の大きな違いは何かというと「冷戦」の終結です。1989年に米ソ冷戦の終結が宣言されましたが、その後間もなくしてソ連は崩壊しました。その崩壊してばらけた分の一部を取り返そうと思って、今、ロシアのプーチン大統領はウクライナと戦争をしています。

それはともかく、冷戦直後は米ソ・東西の対立を乗り越えて平和な地球にしようという動きがありました。「平和の配当」(dividend of peace) というアイデアを提示し、核兵器も含めた軍縮を進めることで軍事費を減少させ、その分のお金を使って貧困削減や人道支援をしようということを、UNDP が訴えました。それが、UNDP の年次報告書『人間開発報告』1994年版のテーマでした。

1994年の『人間開発報告』で示された「人間の安全保障」というアイデアの柱は、「恐怖からの自由 (freedom from fear)」、「欠乏からの自由 (freedom from want)」であり、その結果、達成されるのが「人間の尊厳 (dignity of human being)」であるということです。尊厳が失われてしまう状態、貧困の状態、それから紛争や暴力に襲われている状態にいる人間に、いかに人間らしさを取り戻してもらおうかということが人間の安全保障という考え方です。

安全保障といえば、それまでは国家間の安全保障を意味しており、国家による安全保障の最重要手段が軍事力であるということが一般的な理解でしたが、ここで初めて、人間一人一人の安全保障ということがいわれたわけです。

30年前に生み出された「人間の安全保障」ですが、今またこの「人間の安全保障」を考え直す必要があります。SDGs の達成年限は2030年、あと7年です。あと7年でSDGs の17 の目標を達成できるのかということが、今、考えなけれ

ばいけないことです。これを本気で考えようとしていた矢先に起こったのが、新型コロナウイルスのパンデミックでありウクライナの戦争です。

今の時代を30年前と比較して何が違うかということ、人新世(Anthropocene)ということを考えなければいけないということです。人新世の時代とはどのようなことかということ、地球の状態に人間が影響を与えてしまっている状態です。これまでは地球の地殻運動や惑星規模の現象によって地球の状態が大きく変動し、その結果が「地質」に蓄積されているわけですが、現在、人間の産業・経済活動による劇的な環境変化が「地質」に刻まれる規模で進んでいるということが、研究者によって明らかになってきました。

UNDPでは、2022年の特別報告書として『人新世の脅威と人間の安全保障』を発表し、この人新世の時代にあらためて「人間の安全保障」上の課題をとらえ直すということを行いました。

この報告書で提示する最も重要なことは、今、世の中で貧しい人も豊かな人もおしなべて「不安全感」を持つ人が多い、不安を感じている人が多いということです。お金持ちだったらそれほど不安を感じなくていいと思うかもしれませんが、お金持ちの人も不安を感じていて、貧困の人はもっと不安になっているという状況があります。

全世界の人口は80億人ですが、7人中6人が将来に不安を感じているということが分かりました。その不安の理由として最も多いのが気候変動です。気候変動枠組み条約締約国会議— COP27がエジプトで開催されましたが、その直前に起こったのがパキスタンの大洪水でした。ヒマラヤから溶けて流れてきた水で洪水になり、国の3分の2が水浸しになってしまいました。

大洪水、大雨で、あるいは乾燥して山火事になり、国土のほとんどが台無しになってしまったということが、最近、次々に増えています。特に開発途上国、貧困国が大きな被害を受けることが多いです。こうした国々は、今、このように気候が変動しているのは、先進国が温室効果ガスを出し続けているからであり、先進国はその代償を払うべきであると訴えてきました。このことがCOP27の重要な争点の一つでした。

もう一つの不安要因にサイバー・インセキュリティーがあります。皆、スマ

ホを使っていますが、このスマホが処理できる情報というのは膨大です。かつて、人類が月に行ったアポロ計画の情報一月着陸船を打ち上げて地球に戻ってくるまでの全過程を統御した情報の100万倍の情報が処理できるということです。すごい頭脳を皆さんは手に入れていますが、反面、これを使っていることによって、個人情報勝手に使われたり、SNSで思いもよらない批判を受けたり、誤った情報によって就職内定が取り消されたということもありました。情報通信技術というのはそのような危険もはらんでおり、気候変動と同じくらい大きな問題になっています。

それから、紛争です。ウクライナで紛争が起きて、あっという間に人がたくさんの人々の命が奪われました。そして、パンデミックです。新型コロナウイルスというのは、開発の進展によってそれまで人間が入らなかった場所に行くようになり、そこにいた野生生物に接触して、未知のウイルスに感染したことが始まりだといわれています。さらに開発が進んでいけば、このようなことはこれから何度もあり得るわけですから、今回が最後ということはないでしょう。

それから経済格差が拡大し続けているという問題があります。地球の富の約50パーセントは、ジェフ・ベゾス氏やイーロン・マスク氏など、富裕層一所得番付の上位20パーセントくらいの人によって所有されていると言われてます。日本の中でも格差が広がっています。

このような気候変動、サイバー・インセキュリティ、パンデミック、紛争、暴力、そして格差の拡大、この五つが、私たちの7人中6人が不安を感じている大きな理由だということが、UNDP 特別報告書の中に書いてあります。

UNDP ではこの続編ともなる年次報告書『2021-2022年 人間開発報告』を9月に発表しました。今年のテーマは「Uncertain Times, Unsettled Lives」です。こうした不安な状況が続いているにもかかわらず、私たちは有効な対策が立てられていないばかりか、戦争を引き起こしてたくさんの人々の命を奪い、人々を不安にし、物が浪費され、環境破壊をとめることができないでいる。コロナパンデミックはワクチンの開発もありだいぶ収まってきたものの、貧しい国にはいまだにワクチンを打てていない人が多い。そうした人たちはどうする

のか。そして、来るべきパンデミックの備えはできずにいる。

私たちの取り組みはうまくいっていないということが、UNDPが毎年発表している「人間開発指標（HDI）」のランキングにも現れています。人間開発指標は経済と健康と教育という三つの観点からデータ化してつくられます。「人間開発指標」を年ごとの推移で見ると、2021年には大きく後退した国が全世界で87もありました。何のためにこれまで開発協力をしてきたのか、経済協力をしてきたのか、援助してきたのか、全部、失われてしまったのではないかという危機感があります。

このように、地球の温暖化など環境の変化、格差といったこれまで以上に難しい状況、テクノロジーの進展、これらによって生じてきた新しい脅威はどんどん大きくなり、そのことが精神的な健康度の指標におけるストレス・レベルの上昇をもたらしています。こうした複合的要因によって不確実性の時代の不安感が増大しています。

その結果、アメリカのような豊かな国であっても不安全感が高まり、政治的な意見の対立が激しさを増し、社会の分断が深刻化しています。今回の中間選挙では、僅差で上院では民主党が多数派を取りましたが、下院では共和党が多数派となりました。それから、ブラジルの大統領選挙、ボルソナロ氏は、ブラジルのトランプと呼ばれている超国家主義的な人ですが、0.1か0.2パーセントのごくわずかな差でルーラ氏に負けました。何を意味するかというと、国家主義と個人主義で国民の意見が真っ二つに割れてしまい、その両者の間にほとんど対話が成立していないということです。お互いに話したくもない。こういう状態が続いていくと何が起きるかということ、紛争が起きますし、格差がどんどん広がっていきます。そういうことが、UNDPが毎年出している報告書の中で分かります。

UNDPはこうした調査・分析も行いますが、より重要なのは貧困対策プロジェクトのような支援の実施です。所得をもたらすための職業訓練やガバナンスのための支援、選挙支援、現場ではそのような支援活動をしています。だからこそ、その国のコミュニティーで生活している人たちが何を感じているかということは非常によく分かります。その結果、まとめているのが『人間開発

報告』です。

こういう時代に何が必要なのか。UNDP は3つの“i”ということをご提案しています。最初の“i”は“innovation”（イノベーション）です。「同じ問題型の中で考えられた解決策は解決策にならない」というシュンペーターのイノベーションの理論です。次に、“investment”（投資）です。人々の満足感や幸福感をそのコミュニティに結び付けるための道具です。この道具＝投資によって、人の生活を豊かにするのがインベストメントです。それから、三つ目の“i”は“insurance”（保険）です。自動車保険や国民健康保険などがあります。健康保険によって病気になっても実際に払う治療費は3割でおさえられます。

これまでの経済学的な理解では、企業が生産するために必要なものは労働と資本でした。人新世の時代となった今、この考え方を変えなくてはなりません。つまり、企業は空気など自然環境を使っているのにもかかわらず、その代価を払っていないということが問題視されるようになってきました。そういう発想になれば、COP27で、途上国が先進国に対して要求してきた、今の気候変動で起きている、大規模な自然災害の補償をしてくれということに対する答えにもなっています。

こうしたことなどを考えながら、SDGsをどのようにして達成していくのかということについて、皆さんにも考えていただきたいと思います。この課題に世界の若者たちが活躍しています。UNDPではシティ・ファウンデーションと協力して、若者によるソーシャルイノベーションと社会起業を支援するプログラムである「Youth Co:Lab(ユース・コーラボ) ソーシャル・イノベーション・チャレンジ」を実施しています。このコンペティションには、アジア地域中心に28カ国で高校生も含めた9000人くらいの若者が参加し、素晴らしいアイデアがたくさん出ていました。皆さんもぜひ自分の事業アイデアでどのようにしてSDGsが達成できるかを考えて応募してみたいと思います。お待ちしております。

例えば、mymizu という、Google マップの中に水がただで飲める場所が出てくるというアプリを作ってビジネス化した事例があります。このアプリを使

えば、自分のペットボトルで、ただで水を確保できます。また、こうした IT 技術を学ぶために女性の留学を応援するという取り組みもあります。20代前半くらいの経営者がしている事業です。このようなところが、優秀な成績で入賞しました。これは若者向けのプログラムですが、大企業向け、経団連の会員企業とか一部上場企業、このような大企業も SDGs を一生懸命にしようとしています。

もう一つ、UNDP が応援しているプログラムが“SDG Impact”です。これは投資先企業を決めるときに、その企業が SDGs を達成するための価値創造をしているかどうかということに基づいて判断してもらうためのガイドラインです。企業としては、資金調達をするときに、このガイドラインに基づいた事業計画であることをアピールできるということになります。日本でもみずほ銀行がこれに参加して、今、トレーニングを受けています。

それから、気候変動対策として、途上国が自ら決めた排出削減目標 (Nationally Determined Contribution: NCD) の達成を支援するために「緑の気候基金 (Green Climate Fund : GCF)」という国際基金が設けられました。UNDP も、世界銀行、アジア開発銀行、JICA などとともに GCF のプロジェクトの実施に中心的な役割を果たしています。

3. 私の職業人生について

私の赴任先であったチャドという国についてお話ししたいと思います。サハラ砂漠の中にある非常に暑い所で、日中の気温が55度になることもあります。直射日光の下にいれば命にかかわるような気候です。チャドの人口は約1100万人。私が赴任していたのは、「アラブの春」という独裁体制の国が若者を中心とした闘争によって倒されていくという時期です。

独裁政権が民主化されていくということは望ましいと言えますが、その一方で、武器やお金がどんどん市中に出回るということもおきていました。その結果、働き口のない若者がお金のためにテロ組織に入るというようなことも増えていったのです。IS、アルカイダ、ボコ・ハラム、アル・シャバブという様々

な組織がアフリカ中に広がっている時でした。

UNDP 職員としてこのチャドのような国で働いてきました、UNDP に入る前は外務省職員として働いていました。外交にはバイラテラル—2国間外交とマルチラテラル—多国間外交があります。バイラテラルの外交というのは大臣や総理大臣というトップの決定が必要であり、現場での意思決定がたいへんに難しいものです。一方、マルチの外交というのは、国際会議などで日本の代表としてアイデアを発言することができ、それがいいものであると認められれば、他国の代表の賛同を得て、例えば、国連としての決定になるということもあります。自分自身の性格、特徴から考えても、そういう自由な環境で仕事をしたいと思いました。

幸いにも、外務省では国連の担当になり、ニューヨークの国連代表部で働くことができました。私がいた1997年、日本は安全保障理事会の非常任理事国であり、私も、毎日、会議に出ていました。アフガニスタンの紛争がひどくなっていた時代です。毎日、事務局から、昨日は戦闘で学校が襲われて、女の子がたくさん死にましたとか、村が襲われて焼かれましたとか、いろいろな報告が入るわけです。毎日、ここで議論して、直ちに紛争を止めろという決議を次々に出していきます。その会議、決定は確かに最重要なことではあるが、その間に現場ではどんどん人が亡くなっているのだという思いに駆られるようになりました。外交官として国連で会議に出ることも大切な仕事であるけれども、私の気持ちとしては現場に行つて、現地で辛い思いをしている人たちに寄り添っていきたいという思いを日に日に強くするようになりました。そして、外務省を離れて正式に国連職員として働くことになったのです。

国連職員となって最初に赴いたのは東ティモールです。東ティモールは2002年にインドネシアから独立を果たしますが、それまで武力闘争を続けてきた勢力の対立などがくすぶっていました。武力紛争を経験した国の多くで、停戦後、3～4年のうちに衝突が再発します。そうすると、ようやく農作業を始めた人たちが町に出てきた人たちが、怖いのでまた難民キャンプに逃げ戻ってしまいます。東ティモールでも2006年にそういう事態が発生しました。ここで避難民の保護や事態の收拾のための仕事にあたりました。

その次に行ったのがコソボです。1990年代初頭にユーゴスラビアという連邦国家が分離解体していくなか、ボスニア・ヘルツェゴヴィナなどで悲惨な内戦が戦われました。この旧ユーゴスラビアのうちセルビア共和国で自治州であったコソボが分離独立を求めて紛争が起きました。1999年にセルビア人によるアルバニア人虐殺などが問題となり、最後はNATOが介入して停戦しました。その8年後に私がコソボに行ったときに、また紛争が再燃しそうになっていました。「それを抑えるのがおまえの仕事だ」と言われて行きました。

「国連人間の安全保障信託基金」から資金を与えられ、「平和構築のための地域開発」というプロジェクトを行いました。「将来のために何ができるか」ということを見据えて協力をしてもらうことが、紛争を治めて平和にするための最善策であると思います。「あなたたちは紛争して仲が悪いかもしれないけれども、あなたの子どもはどうしますか。学校に行かせないでいいですか。学校をきちんと元に戻さなくていいですか」と国連に言われると、アルバニア人もセルビア人も多くは理解を示してくれます。例えば、「国連が日本が拠出する資金を提供するので学校を再建してください」というように地域を再建していくプロジェクトが「人間の安全保障プロジェクト」です。

戦争では女性が最も悲惨な目に遭います。そのような女性たちに職場に戻ってもらう支援をします。例えば、アパレル工場でミシンで服を作ってもらう。そのための訓練を受ける間に子どもたちを託児所で預けられるようにする。こうした様々な配慮をしながらプロジェクトを実施していきました。

この後、私は先ほどお話したチャドに行きました。チャドでは、マラリアの致死率が増えているので、「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」から資金を得て蚊帳の全戸配布をする、といった政策を大統領に提言、実行するという仕事をしてきました。その実施状況などを大統領に報告するという仕事もあります。国連職員というのは国連のスタッフであり、加盟国に雇われているともいえますので、チャドでは大統領が私の上司になるわけです。それが国連職員の特徴です。

また、コミュニティーの女性支援として石鹸の販売促進といったことも行いました。シアバターの石鹸はロクシタンなどで買ったなら1個3000～4000円ほど

になりますが、チャドで自生する木の実から採った油から非常に上質の石鹼が
できるのです。しかし、この製品を市場で売ってお金にするノウハウがありません。
それを UNDP が市場への出荷の支援などで助けています。とにかく女性
が元気だったら世の中は平和になる、そういう思いで取り組みました。

チャドでの取り組みの中で特に嬉しかったのは、大統領が、女性を保護す
る、特に18歳以下の女の子を無理やり結婚させてはいけないという法律を作っ
たことでした。これは、私が赴任した当時は不可能に近いものでした。イスラ
ムの国で、伝統的な女性観、結婚観があります。それを「国連加盟国なのだ
から、人権を守ってください、個人の尊厳があります。18歳未満の女の子に
無理やり結婚させるのはやめてください」と大統領に頼みました。その時は、
「ミスター・コンドウ、それは難しいよ」と言っていました。私が日本に転
勤した後、その法律を作ったという知らせが来ました。これは一歩前進でし
た。このように、チャドのSDGsも少しずつ進んでいっていました。少しづ
つですが、いろいろなことでいい方向に向かっているというのを確保するのが
UNDPの仕事です。

ところで日本についてはどうでしょうか。日本は UNDP の支援を受ける側
ではなく、ドナーとして UNDP に資金提供などをする側です。皆さんからい
ただいている税金を有効に使って、SDGs を世界で有効に進めるというのが
UNDP の仕事ですが、日本の方にも分かってほしいのは、日本のSDGs達成
状況にも課題が多いということです。特に目標5「ジェンダー平等」はすすん
でいません。世界ランキング120番目以下です。アフリカの国よりもかなり低
いです。なぜなのか？ 創価大学からも優秀な女子学生が毎年、たくさん社会
に出ているのに、なぜ日本のジェンダー平等は進まないか。男性諸君もそう思
いませんか？ これはやはり社会の行動の変化が必要です。その変化はどのよ
うにもたらししていくかということを考えていかななくてはなりません。

それから、新型コロナ対策とも関連してユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
(Universal Health Coverage : UHC) の促進も進めています。ユニバーサ
ル・ヘルス・カバレッジというのは、全ての人がお金を出せる範囲で出して、
適切な医療を皆が受けられるというものです。日本は、国民健康保険の3割負

担でそれができています。どのような病気をしても3割お金を出せば、治療を受けられます。世界中にこのような国はありません。その制度を世界に普及していきましょうというプロジェクトをすすめています。

ジェンダー平等やサイバー・インセキュリティーのことをお話ししてきましたが、健康が損なわれてしまえば人は何もできなくなるわけで、この国際保健の確保ということが極めて大事です。来年、広島でG7サミットがあり、日本は議長国になります。日本はG7サミットで議長になったとき、必ず保健の分野でリーダーシップを発揮します。2000年の九州・沖縄サミットのときには、世界エイズ・結核・マラリア対策基金ができました。それから、その7年後の洞爺湖サミット、その7年後の伊勢志摩サミット、毎回、世界で一番豊かな七つの先進国が協力して、感染症やマラリアなどの病気、人の命を奪うような病気に世界が協力して解決していきましょう、お互いに助け合っていきましょうというアジェンダを出しています。

4. 国連で働くには

最後にお伝えしたいのは、“Thought Leadership”、よく考え抜いたリーダーシップということです。皆さんはリーダーであるといいましたが、どんなリーダーでもいいわけではありません。考え抜いたリーダーシップというものが、国連職員はこのような人材を求めています。国連職員になるときは、新卒で国連職員になるのはあまりできず、一定期間、職業経験を積んだ後、例えば、外務省がすすめるジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）プログラムなどで国連職員になっていく人もいますが、必ず面接を受けます。

面接を受けるときに面接官は何を見るかというと、どのような資質（competencies）が備わっているか、リーダーシップがとれるか、イノベーションができるか、どんな人とも仲良く仕事ができるか（people management）、自分の言いたいこと、伝えたいこと、相手が自分に伝えたいことを的確にやりとりできるコミュニケーション能力があるかという点で

す。自分の言いたいことは上手に言うけれども、相手が言っていることを全然聞いていない人は駄目です。コミュニケーション能力は、聞く力が非常に大きいです。それから、約束したこと、目標を決めたことは必ず達成する能力 (delivery) です。このような能力を持っている人を国連は求めています。

長くなりましたが、私の皆さんへのメッセージは以上です。ありがとうございました。

【質疑応答】

【質問】

ジェンダー平等が一番大事だということを現場で感じられ、それができている国は大丈夫だとおっしゃられていました。そのように感じられた理由についてさらに具体的なことをお聞かせください。

また、日本のジェンダー平等の現状、例えば政治家、国会議員の女性のパーセントが少ないということなどについてどのように思われているのか、どうしていけないのかということをお聞きしたいです。

【回答】

私たちは、個人として、いろいろな不安に対処し、教育を受けて社会に出て働いて生きていきます。その中で、結婚し、子どもを生み、家庭をつくっていく。あるいはお子さんを持たない家庭もあるでしょう。やがて老人になってリタイアすると、それ以降、安心して暮らしていくためには年金や貯金などが必要です。そのように人が生まれてから死ぬまで安心して暮らしていける社会が良い社会と言えるのではないのでしょうか。

その社会でどのような仕組みをつくらなければならないか、何にお金を使って社会をつくらなければいけないか、どのようなインフラをつくらなければいけないかと考えるときに、これまでの社会というのは、どうしても男性ばかりが、そのような計画を作るときを中心になっていました。最終的に決定する人も、今も圧倒的に男性のほうが多いです。

大企業の会社案内を見てみると、役員は男ばかりです。メン・イン・ブラックという感じです。その状態で決められたこと、そのようにしてつくられた社会というのは、競争ばかり先に立ってしまって、やはり他の人に対する思いやりや自分の幸せを少し置いておいても人の幸せを考えるだけの余裕ができません。男女が混合しているコミュニティーというのは寄り添いができることが明らかです。なぜかという、ダイバーシティー、多様性というものと、インクルージョン、包摂性、全てを含む、この二つがあることが、人間として幸せになるための大前提だからです。これがないと、いつか豊かになっても、必ずその豊かさは失われてしまいます。

失われる原因は多くの場合、紛争、暴力、格差、病気や健康を損なうパンデミック、そのような人間の安全保障の脅威です。必ず男女同数で意思決定を行わなければいけません。同数でなくても意思決定の場には必ず女性がいなければいけません。これがこれまでの経験と科学的データから見た、国連が考える開発の条件です。

そして、日本はどうしたらいいかということですが、日本は確かに遅れています。遅れていますが、決して、そのまま手つかずで放置されているわけではありません。例えば、子育ての責任は女性ばかりが負わなければいけない、家庭の中で働かなければいけない義務が女性ばかりに押し付けられるということですが、これは徐々に変わってきていると思います。女性がチャンスを与えられて社会で活躍する時間的余裕や資源も与えられることになっていくことは間違いないと思います。でも、もし欠けているものがあって、これでなかなか進まないとしたら、それは、世代間のパーセプション・ギャップだと思います。

女性がいかに活躍したくても、例えば、親の世代から、「女の子はそんなことしなくていい」とか、あるいは「女の子はこんなことをしなくてはいけない」、あるいはその逆に「男は男らしくしろ」とか、社会の中でジェンダーのこの押し付けが行われる限りは、なかなか社会の変革は進みません。単純にリソースとか資源とか制度の問題だけではなく、メンタリティーの問題です。これは、インクルージョンとダイバーシティーを保った教育の現場で議論をして、どうしたらそういう社会にできるかということをお話し合う必要があります。

す。創価大学はそういうことができる場だと思います。オープン・ディスカッションをする必要があります。人の話を聞いているだけでは駄目です。自分の意見も言わなければいけません。

そのようにして、女性に活躍の場を増やしてもらいますが、例えば、国会議員の数の差は、急には変わりません。でも、変化が必要というときには、アフーマティブ・アクションという方法を国連は提案します。これは何かというと、一定数を女性にすることです。女性の枠を作ってしまう。例えば、国会議員の30パーセントは女性でなければならないという法律を作ります。そのようにしている国はたくさんあります。日本はなかなかそれが進みませんが、2024年までに政府の局長や課長や管理職は30パーセント女性にするという目標があります。来年までにできるかというと思うのですが、来年までの政府が掲げる目標があります。これをもっと確実に実現していくために、法律にするということも必要だと思います。そのことを考えている政治家も多いと思います。だから、夫婦選択的別姓ということも必要だと思います。結婚したら、パスポートも何もかも全部、名前を変えるのは大変です。離婚したらまた元に戻す。その負担が女性だけにかかっているわけです。これは絶対に駄目です。そのような提案を国連はしていかなければいけないと思っています。

【質問】

チャドで15歳以下の女性の妊娠を禁止する法律ができたという事実がある一方で、2015年、自爆テロ対策でイスラムの女性のブルカ禁止という声明が政府から出たということをお先ほど調べました。イスラムでは、女性の権利を覆すというようなことが行われてきたけれど、国として法律で女性の人権を守ろうとしているのかと思いました。逆にタリバンなどは、女性は顔をベールで覆わなければいけないといった、宗教上、歴史上、根付いてきているものが国の法律となっているのではないかと思います。宗教的価値観、習慣が人権や人間の安全保障と一致しない事実があるということに対して、どのような考えを持っているのかをお教えください。

【回答】

宗教と社会というのはお互いに非常に影響をし合うわけで、ある社会で暮らしている人が、その国の宗教によって大きく生活の状態が変わってしまいます。イスラム教というのは、もともとがそれほど女性を迫害したり、女性の人権を否定したりするような宗教ではありません。もともとのイスラム教は、皆、平等です。ところが、厳しい自然条件の中で暮らしている中で、変わってきました。

例えば、日本では、女性が夜歩いてもまあまあ平気です。もし何か危ない目に遭ったら、110番したらすぐに警察が来て助けてくれます。世界のほとんどの国では、110番しても警察はすぐに来ません。チャドなどは全然、来ません。偶然、通りかかった警察官に助けを求めたら、逆に乱暴されることもあります。そういう社会では、女性は顔を見せて外に出さないようにするというのは、女性を守らなければいけないところからきている面もあります。その社会で自分たちを守っていくか自衛していくかという知恵であることと、宗教上の戒律で女性に人権を与えることになっていないから、女性はいつまでも顔を見せて外に出られないという見方が混在しています。実際、現実問題としてどちらなのかと、現場に行ってみてもよく分からない場合が多いです。

ここで指摘しておきたいのは、ほとんどの国が国連に加盟しているということの意味です。国連に加盟しているということは、全ての人に平等に人権を与えるということにコミットしているわけです。宗教や伝統的な生活の様式の事情は事情として、「人権は守ってください」というのが国連の立場です。その結果、どうしたら効果的に人権を守れるか、それから治安が悪い中で、女性も男性も安全に暮らせるかということを考えなければいけません。その考える責任は、その国のリーダーや警察にあるわけで、それは尊重しなければいけません。そのうえで、意思決定には女性も関与していることが必須です。それから、結婚や妊娠、出産を強要されないことも必須です。

チャド赴任中に田舎のプロジェクトを見に行きました。学校を見分しましたが、小学校1年生のクラスは男女同数です。6年生くらいになると女の子はいません。「どうしてですか？」と先生に聞いたら、もう女の子は12歳くらいに

なったら、家の農作業や家の中のことを手伝わなければいけないので、学校に来る暇がないということでした。

中学校に行ってみると、もう中学校の2年生、3年生、13歳、14歳くらいになったら、女性はゼロです。その理由を聞いてみると、経済的な理由で結婚させられてしまうということでした。その結婚した先から女の子の親はお金をもらって、それをもらわないと生活していけないという状況になっています。そして、結婚させられた女の子は、それも3番目とか4番目の奥さんですから、全然、知らないおじさんといきなり結婚させられて、子どもを産まないといけないわけです。まだ14歳や15歳で、体もまだ大人になっていないのに無理やり出産させられたら、健康は維持できません。学校も辞めなければいけないから字も書けなくて、自立して働くこともできないのです。

そういう状態を大統領に説明して、データをきちんと使って、「もし男女の与えられるチャンスが全く同じでしたら、チャドの経済規模は2倍になって、2倍豊かになっています」と言ったら、大統領は納得したようです。そのように問題を正確に分析し、データを使って政策を提言することが必要であると思います。

講 演

創価大学平和問題研究所「難民研究講座」

戦後ウクライナの経済再建への道

キーウ経済大学 准教授 オルガ・クペッツ

本日はお招きいただき、ありがとうございます。私はキーウ経済大学で教鞭を執り、世界銀行のウクライナのコンサルタントとしても仕事をしています。昨年は世界銀行のチームの一員として、ウクライナにおける被害、ニーズの評価を行いました。

はじめに皆さんにうかがいたいことがあります。皆さん、昨晩はよく眠れましたか。家で寝ましたか。朝起きて、温かい食事を取りましたか。Eメールを確認することはできましたか。スマートフォンを使って検索をしましたか。おそらく、ほとんどの方がイエスと言われるでしょう。1年前、ウクライナの人々も同様でした。しかし、ある夜、大都市で大規模な攻撃が起こり、多くの人たちがシェルターに避難することになりました。電力不足が生じ、停電があり、温かい食事が取れなくなりました。また、インターネットへのアクセスもできません。

ウクライナの国境はロシアと長距離にわたって接しています。北部にはベラルーシがあります。東部はロシアに近いので、多くの企業はこの地域に集中しています。そして、国境の暖かい所では農業が盛んで、農業関連の企業、また農地も多くなっています。また、ここ数十年は太陽光、風力などクリーンエネルギーのプラントが次々と出てきています。

戦争前、ウクライナの国土面積は日本の約2倍でした。人口は日本と比べて少ないので、日本はいかに人口密度が高いか、逆にいうとウクライナはいかに

人口密度が低いかということが分かるかと思います。また、平均寿命は日本とは15年の差があり、ヨーロッパ諸国の中でも平均寿命が短くなっています。高齢者の占める割合は、これからも増えていくと見込まれています。

1人当たりの国内総生産（GDP）は世界銀行の数字で、中程度の国と位置付けられています。日本と比べて、かなり低く、日本に近づくには何世紀もかかるのではないかというほどの違いがあるかと思います。しかし、ウクライナでは人間開発指標（HDI）はかなり高くなっています。ウクライナの総生産は、戦前は2000億ドルでした。これからのウクライナの復興を考えるにあたって、このGDP額を分析、考察の基準としていきたいと思っています。

私は労働経済学者ですから、研究関心は主に人的コスト、社会的な側面にありますので、戦争による経済、また人への被害のコストという観点を中心にお話ししたいと思います。

ウクライナの経済への打撃は非常に大きくなっています。残念ながら、国の統計は実態を一部しか反映できていません。国際通貨基金（IMF）もいろいろなリスクがあるために予測すら立てられていないため、様々な見通しが存在します。四半期ごとのGDPを表す数字が出ていますが、2021年は前年と比べ大幅に下がっています。2021年の第3四半期は、一部、回復が見られました。キーウ、そして北部が解放されて人々が戻ってビジネスがある程度回復したためだと思われます。しかし、その後、さらに大規模な攻撃があり、電力が奪われてしまうといった被害が発生しています。

複数の専門家による予測では、GDPは、2023年末には2010年と比較して約40パーセント下がるとされています。サプライチェーンが混乱し、多くの企業がさまざまなセクターで被害を受けた結果です。そして、労働者の損失という問題もあります。

経済活動が少し回復したと述べましたが、電力の問題によって、この回復も止まってしまいました。水、電力、熱供給が混乱したことをビジネス上の最も深刻な問題であると回答した企業は、2022年10月前の数字では10パーセント以下になっています。これが10月以降急激に上昇し、ウクライナで経済活動をする上で、非常に大きな問題になっていることがわかります。企業では夜のシフ

トに動かすなど、労働時間を調整して対応しています。また、電力があるときに仕事をするなど柔軟に対応する、大企業では発電機を購入して安定した電力供給を実現するといった対応もとっていますが、それでも生産量は下がっています。以前はITが最も有望なセクターの一つでしたが、電力問題によって、大きな影響が出ています。コワーキングスペース等の活用、発電機の装備などで対応しようとしています。

そして、インフレの影響もあります。こちらは供給問題が主な原因です。特に輸入品である食料が大きな影響を受けています。ウクライナでは日本のコメのように食べられているそばに関しては、2倍以上の価格になっています。

また、現地通貨の大幅な切り下げもありました。さらに、この戦争によって負債が増えたため、財政収支が悪化しました。そのため、さまざまなパートナーあるいは機関から、国際的な援助がありますし、ウクライナ中央銀行は戦時国債を発行して、収支の悪化を止めようとしています。輸出が大幅に減り、輸入を下回っているため、貿易収支の悪化もあります。企業が移転したり、解雇したりということで、失業も増えています。国際労働機関、世界銀行が推定値を出していますが、2倍あるいは3倍、失業が増加しているという状況です。このような高インフレと通貨切り下げという状況の中で、貧困に陥るリスクが高まっています。

実際に避難や移住を余儀なくされた人々に対する影響ですが、最も直近の推測によると約600万人が国内避難民となっています。10月に避難民となっていた人が戻ってきましたが、安全でないので、故郷には戻れないという人が増えています。さらに強調しておきたいのは、国際移住機関の推定によると、国内避難民の37パーセントは複数回の移動をしており、そのうち約10万人は5回程程度、他の地域への移動を余儀なくされているということです。安全な場所を求めて避難しているわけですが、これはウクライナ国内では非常に困難なことであり、多くの人たちがウクライナ国外に避難しているという状況です。

国際連合による推定値では、約800万人の避難民がウクライナからヨーロッパ全体に広がっているといいます。現在、2000人以上が日本に、数千人がカナダやアメリカなどに避難しています。難民ではありませんが、ロシアに強制的

に移住させられた人たちも数百万人いるということが国連から発表されています。600万人の国内避難民、800万人の難民を合計すると、国民の約2割と非常に多くの人々が移住を余儀なくされています。ウクライナに戻ることを望まない人たちはいったいどれくらいになるのでしょうか。これはまさに人的資本の喪失であり、労働力の喪失です。

その他の影響として、直接的な人口減少もあります。最近の推定では、7000人以上の市民が亡くなっています。そのうち、400人以上が子どもです。しかし占領された地域での正確な犠牲者数はわかりませんので、実際の数はもっと多いと言われています。また、貧困が増えています。仕事を失って収入がなくなる人もいますし、現地通貨安となっているので現地通貨建てでの貯蓄を持っている人の購買力が減ってきています。戦前、貧困層は2パーセントでしたが、世界銀行によると今年は60パーセントになるのではないかと考えられています。こうしたシナリオは国際的な援助が得られない場合のものです。

さらに戦争は人々の健康に大きな影響をもたらしています。すぐに医療サービスにアクセスすることができません。多くの人が長時間、湿気の多い狭いシェルターで過ごしているため、けがや生活環境による健康悪化が生じます。また、メンタルヘルスの問題があります。特に子どものメンタルヘルスは学業に、大人のメンタルヘルスは労働生産性やウェルビーイングに悪影響をもたらします。メンタルヘルスに対するマイナスの影響は、長く続くと思います。

子どもたちは学習機会を失っています。新型コロナウイルス感染症があっただけでも学校での学びが阻まれ、その後、戦争が1年近く続いています。学校などのインフラが破壊され、さまざまな教育機関が破壊されています。教職員も避難民ないしは海外難民となっています。私の同僚もそうになっています。私は海外にいたので、学生とはオンラインで話をしていますが、電力の問題があるので、インターネットを介してでも教えることは難しくなっています。学生たちは安定したインターネットアクセスが得られていません。空爆や停電などによって、中断が続いた結果、多くの指導時間が失われ、学力や成績にも影響が出てきます。例えば、避難先のドイツの学校に行く一方、ウクライナの教育も続けたいということで、二重の負担がかかっていることになり、いずれも子

どもたちがストレスを受けています。

昨年6月現在の被害額は、世界銀行の数字では戦争前のGDPの半分程度に達していました。特にいろいろなものが中断、混乱しています。GDPの大きな部分がこれから復興に充てられなくてはなりません。それは2021年のGDPの1.6倍以上になると思います。甚大な被害のために莫大な復興需要があり、その額は2022年6月の時点で7000億ドル程度に上るという試算も存在していましたから、現在ではもっと大きくなっているのではないのでしょうか。被害としては、住宅やインフラ、生産設備などの損害が非常に大きく、環境への被害、環境汚染の問題もあります。

キーウ経済大学では、被害額を推定しています。直接被害額はインフラだけでも1400億ドル相当です。最も被害が大きいのは住宅で、40パーセントです。約15万世帯の人々が家を完全にあるいは一部破壊されてしまいました。2番目に大きい被害が、橋梁や道路といったインフラです。また、3番目は工業です。400の企業が何らかの被害を受けていると言われています。南部にある大きな工場、発電所などが大きな被害を受けています。さらに、農地・農場や工場などが非常に大きな被害を受けています。

教育も被害を受けています。3000以上の教育機関、幼稚園から高校・大学にいたるまでです。また、医療施設、社会福祉施設なども破壊されています。エネルギーセクターも非常に大きな影響がありますし、環境への影響も大きいです。土地の汚染、地雷、その他の爆発物が埋設されています。これらの地雷を除去するには10年かかるとみられています。その間、他の目的のために森林などは使うことができないといわれています。

ウクライナ政府は国家復興計画を6月に策定し、7月初めに国際的なパートナーとの協議を開始しました。資金総額は10年間にわたって、7500億ドル以上が必要だといわれています。

まずは様々な被害からの回復（レジリエンス）が必要です。経済的なレジリエンスだけではなく、社会的、環境的なレジリエンスがなされることで、サステナブルな開発、発展の実現が可能になります。国家復興計画は経済インフラについてだけではなく法律や政府機関等も含めたものであり、戦争が終わり次

第、直ちに復興への取り組みを開始できるように準備をしていくこと、また、公平で包摂性のある成長をめざすといったことが述べられています。さらにEUへの統合も一つの原則として掲げられています。

より良い復興とするためには、以前と同じものをつくり直すのではなく、新しいニーズやテクノロジーを取り入れたものにしなければなりません。ウクライナ政府は、15の問題をブロックに分けて提言しています。国防、EU統合、安全な環境などがまずあり、経済的な部分としてはマクロ経済の安定、エネルギー制度のレジリエンス、ビジネス事業環境の底上げなどがあります。

その次のブロックとしては、インフラ関連、国内の開発、ロジスティクスなどがあります。物流はソビエト連邦の間につくられていたロジスティクスも含めています。それから、社会的な部分としては、社会インフラの近代化、教育、医療、文化、スポーツ、社会政策などについても提言しています。

世界銀行は海外の経験をふまえて、他の原則も掲げています。例えば、透明性、グッドガバナンス、レジリエンスとリーダーシップ、コーディネーション、ローカル・ソリューションなどです。

日本はウクライナと共に歩んでくださっていると思います。日本政府、日本の国民の皆さまにお礼を申し上げたいと思います。政府はさまざまなことをしてくださっています。例えばドローン、その他の機器、装備品などを提供してくれます。それから、人道支援の物資などをウクライナや周辺国に送ってくださいます。財政的な支援もあり、財政赤字の埋め合わせをすることに使っています。それから発電機や太陽光発電機、200以上の大型発電機を電力会社向けに送ってくださっています。その他に、難民に対する支援として、こちらの大学でもウクライナの人々を支援してくださっていると思います。その他、さまざまな救援物資、被害に対する支援もいただいています。

私の話を、学生、若い人に対するメッセージで締めくくりたいと思います。有名な教育家が「戦争を予防するのは政治家の仕事。そして、平和を構築するのは、教育者の仕事」と言っています。学生の皆さまにはぜひ、勉強を頑張っていたいだきたいと思います。そして、ハードスキルだけでなく、ソフトスキルにも注目していただきたいと思います。重要なのは批判的な思考を持つことで

す。特に戦争に関して批判的な思考をすることによって、それを防ぐことができると思います。

例えばフェイクニュースと正確なニュースの違いを見極めることが必要です。そのためには、まず、その統計はどこから出ているのか出典を調べることです。また、どんなニュースでも批判的に聞くことが重要です。英語や外国語でコミュニケーションできると、真実かどうかを自分で見極めることができます。また、共感能力や適応能力が必要です。そして、よい仕事に就くためには、ハードスキルが必要です。民間部門でよい仕事に就けるように、ぜひハードスキルを身に付けてください。多くのロシア人は、まず金銭目的で入隊をしていました。ウクライナの人々を殺して稼ぐというのは、悲惨です。若い人たちは、よい就職先を考えてください。人を殺すことなく、人生を楽しんでください。

私はジェンダー平等に関して、最近、講演を行いました。女性が経済力を付けることは重要です。この講演に参加している方も、女性が多いのでうれしく思います。女性が世界を支配したなら、戦争はなくなると私は思っています。女性は子どもたちを大切に思います。私は息子がいますが、彼らが戦争に行くことは望みません。そこでけがをする、殺されるようなことは絶対にあってほしくありません。子どもたちをそんな目に遭わせたくないので、戦争が起きないよう、戦争を防ごうと思います。

また、市民社会は重要だと思います。市民社会が汚職の防止に貢献していますし、平和を呼び掛け、戦争反対を訴えています。人権擁護者のマトイチュクは、「ウクライナを支援するためにウクライナ人である必要はない、人間であれば十分だ」と言っています。ウクライナとともに立ち上がっていただきたいと思います。ありがとうございました。ご質問があれば、喜んでお答えします。

【質疑応答】

【質問】

2点質問があります。まず1点目は外国避難民についての質問です。多くの人たちが避難民となっていますが、人道支援は十分ではありません。国際社会はもっと支援に取り組むべきだと思っています。その点について、どう考えていますか。

2点目の質問です。復興のお話のところで公正な富の分配が必要だと言われました。単に経済的に復興するだけでなく、公正な富の分配は非常に重要だと思います。しかし、実際のところ、それは可能でしょうか。

【回答】

国際通貨基金の11月の調査によると、国内避難民の半分程度が貯蓄を使ってしまっている、あるいはほぼ使い果たして、お金がないと言っています。仕事を見つけるのも新しい土地では難しく、給与所得がない人がたくさんいます。回答者の7割は、現金が欲しいと言っています。その他のニーズとしては、薬品、食料です。軍隊への支援、人々の支援、そして、ボランティアの運動もありますが、600万人の国内避難民全てを支援するのは、なかなか難しいです。政府ではプログラムを開始して、失業している人々、特に国内避難民の仕事がない人に対して、公共部門の仕事を与えて、お金が稼げるように、そして地域コミュニティのためになるようなことをしてもらっています。ただ、こういった状況が長く続くと、より多くの人たちが非常に深刻な問題に直面します。

そして、二つ目の問題は、包摂的な成長に関連します。資産がある人、情報にアクセスできる人、教育を受けてきた人は、海外に移住することができます。例えばウクライナ西部、もっと安全な場所にアパートを借りることもできます。しかし、資産や車がない貧しい人たちは近い所に移動するしかありません。貧しい人たち、特に高齢者は家を失っていて、絶望的な状況です。高齢者は特に避難したくないという状況があります。なぜなら、人生を終えるまで住

む場所が見つからないだろうと思っているからです。避難を勧めることはできますが、強制することはできません。この問題にどのように対応していくのか、包摂的な成長をどう実現していくのか、私は労働経済を専門にしているので、雇用が一つの重要なアプローチだと思います。

ウクライナでは年金が増やされました。また、こういった社会的な支援を増やすことにも国家予算の30パーセント程度が充てられています。その一方で、高齢化問題もあります。また、障害のある人もいますが、財源がないので支援することができません。雇用を増やして税収を増やすことによって、財源を確保することになるわけですから、まず、労働市場を発展させる必要があります。そして、企業家を育てる必要もあります。その結果、新しい事業が生まれ、雇用が増えます。そして、短期的なものだけでなく、長期的に、今までとは違うスキルが獲得できるようなトレーニングが必要です。特に高齢者はソビエト連邦の制度の下でスキルを得ていますので、もう一度、訓練し直す必要があります。そして、きちんとした仕事に就き、一定の収入が得られるようにしなければなりません。

公正な富の分配についてですが、不平等はあります。例えば、ウクライナでは税率は一律で、所得税など、ほとんど同じです。もっと累進課税にするべきだと思います。現在、貧しい人たちは給与のシェアからいうと、非常に高い税率になってしまっています。高額所得者はもっと情報がありますし、いろいろな制度をうまく使って、税金を抑えるような努力をしています。きちんとした社会制度、ターゲットを明確にした制度を設けるべきでしょう。

【質問】

創価大学の教育や学生たちは、もっとよりよい社会をつくりたいと思っています。科学も必要ですが、人文学も人々の価値観や考え方を変えるためには極めて重要な学問分野だと思います。ウクライナの素晴らしい学生もこちらにいます。将来的にはウクライナに戻って、国のために尽くしたいと考えていると思いますが、私たちには何ができますか。

【回答】

ウクライナの教育省では、入学試験で歴史は選択科目でしたが、主要な試験科目にしようとしています。現在はハイテクな時代でありますけれども、根本的な問題は変わらず、解決策も基本的には変わらないということを経験したからです。歴史は人文学を勉強している人だけでなく、全ての若い人たちにとっては重要な科目だと思います。

また、柔軟性を持つことも非常に重要です。政府や組合、誰かが自分の面倒を見るべきという発想を捨てて、自分の人生は自分の責任だという考え方を持つべきだと思います。技術の発展でロボットが出てきても、戦争が起きても、競争力を持って勝てるようにすることが大事だと思います。私たちは、価値創造の教育をさらに進めていきたいと思っています。

研究所報

活動報告

1. 以下の通り、創価大学平和問題研究所運営委員会を開催した。

【開催日】2022年11月22日16:30（オンライン）

※以下の事項について報告、審議し、了承された。

- ①2022年度の活動について
- ②2023年度の活動計画について
- ③2023年度予算について

2. 以下の通り、研究所員会を開催した。

【開催日】2022年5月18日（水）16:45（オンライン）

※以下の事項について審議し、了承された。

- ①2022年の研究活動について
- ②紀要第37号発刊について

3. 以下の通り、難民問題研究会を開催した。

【日 時】2022年6月7日（火）15:00

【会 場】平和問題研究所

【テーマ】「難民問題の今日的課題」

【報告者】久保眞治氏（元 UNHCR 駐日代表）

4. 創価大学、韓国・慶南大学、台湾・中国文化大学の3大学による国際会議「ピース・フォーラム」を2022年11月18日にオンラインにて開催した。(ホスト校は慶南大学)
プログラムは以下の通り。

Peace Forum 2022

The U.S.-China Strategic Competition and Its Impact
-Perspectives from South Korea, Japan and Taiwan-

Opening Ceremony

- Greetings from the host: Park, Jae Kyu (President of Kyungnam University)
- Opening Remarks: Suzuki, Masashi (President of Soka University)
- Opening Remarks: Chao, Chien-min (Dean of the College of Social Sciences, Chinese Culture University)

Session I “Perspective from South Korea”

Moderator: Dr. Lee, Byong-Chul (Kyungnam University)

- Presentation: US-China Competition and Impact on East Asia: Perspective from Korea

Dr. Choi, Young-jun (Kyungnam University)

Discussant: Prof. Dr. Koide, Minoru (Soka University)

Discussant: Dr. Huang, Rong-Yang (Chinese Culture University)

Session II “Perspective from Japan”

Moderator: Dr. Luckhurst, Jonathan (Soka University)

- Presentation: The positive consequences of superpower détente: The case of Swedish-North Korean normalization in 1973

Dr. Hanssen, Ulv (Soka University)

Discussant: Dr. Kim, Dong-Yub (University of North Korean Studies)

Discussant: Dr. Chia-yin Wei (Chinese Culture University)

Session III “Perspective from Taiwan”

Moderator: Dr. Yang, Philip (Chinese Culture University)

- Presentation: US-China Competition and Its Impact on East Asia: An Analysis of Leaders' Discourse

Dr. Wang, Shun-Wen (Chinese Culture University)

Discussant: Dr. Shin, Bongkil (University of North Korean Studies)

Discussant: Dr. Hanssen, Ulv (Soka University)

4. 以下の通り、難民研究講座（第9回 Soka Global Perspectives）を開催した。

【日 時】 2023年1月26日（木）13:00

【会 場】 AW404 ※オンライン配信

【テーマ】 Pathways to rebuilding Ukraine’s economy from the present to post-war

【講 師】 Olga Kupets, Policy Professor, Kyiv School of Economics

5. 別掲の通り、平和講座（共通科目「平和と人権」（春期）・「環境と開発」（秋期））および創価高校「平和学入門」への出講を行った。

2022年度春期「平和と人権」(平和講座)実施状況

No.	日付	講師 / テーマ
1	4月8日	玉井秀樹教授 (文学部・平和問題研究所所長) ガイダンス 「平和と人権を学ぶ」
2	4月15日	玉井秀樹教授 (文学部・平和問題研究所所長) 平和学への招待 I—戦争と平和
3	4月22日	玉井秀樹教授 (文学部・平和問題研究所所長) 平和学への招待 II—核兵器の時代と平和学
4	4月29日	石井秀明教授 (平和問題研究所) 軍縮・開発・平和 (1)
5	5月6日	石井秀明教授 (平和問題研究所) 軍縮・開発・平和 (2)
6	5月13日	井手華奈子准教授 (教育学部) ジェンダー、マイノリティー、人権
7	5月20日	【平和講座/難民研究講座】 UNHCR 川内敏月氏 難民問題について考える ～ UNHCR の人道支援と一人ひとりにできること～
8	5月27日	【平和講座】「21世紀の戦争と核兵器の危機」 アレクサンダー・ハラシ博士 (「国際平和と理解」理事長) 「核戦争の脅威と核軍縮」 アスラ・トーヤ博士 (ノルウェー・ノーベル委員会 副委員長) 「ノーベル平和賞と平和への道」
9	6月3日	【難民研究講座】 葛木文湖助教 (平和問題研究所) 移民・難民問題と多文化社会 (1)
10	6月10日	【難民研究講座】 葛木文湖助教 (平和問題研究所) 移民・難民問題と多文化社会 (2)
11	6月17日	井手華奈子准教授 (教育学部) 平和教育 (1)
12	6月24日	井手華奈子准教授 (教育学部) 平和教育 (2)
13	7月1日	佐々木論教授 (看護学部) 貧困と健康からみる人間の安全保障 (1)

14	7月8日	佐々木論教授（看護学部） 貧困と健康からみる人間の安全保障（2）
15	7月15日	玉井秀樹教授（文学部） リフレクション 「現代世界の平和問題」

2022年度秋期「環境と開発」（平和講座）実施状況

No.	日付	講師 / テーマ
1	9月16日	玉井秀樹教授（文学部・平和問題研究所所長） ガイダンス「環境と開発を学ぶ」
2	9月23日	久米川宣一准教授（理工学部） 生物多様性と自然環境保全のために
3	9月30日	高木功教授（経済学部） 国連2030アジェンダにおける LNOB（誰一人置き去りにしない） の理念と私たちの生き方
4	10月14日	有里典三教授（通信教育部） 地球環境問題の基本構造とは何か
5	10月21日	創価大学「世界市民教育シンポジウム」開催記念講演会 オダリ・マスミ博士（ナイロビ大学） ジム・ガリソン博士（バージニア工科大学教授）
6	10月28日	有里典三教授（通信教育部） 新しい環境倫理の確立にむけて：地球憲章の理念と特徴
7	11月4日	有里典三教授（通信教育部） 誰が地球環境問題を解決するのか： 変革の主体者をどう育てるか
8	11月11日	近貞美津子准教授（経済学部） 食糧問題を考える
9	11月18日	掛川三千代准教授（経済学部） 持続可能な開発と国際協力（1）
10	11月25日	掛川三千代准教授（経済学部） 持続可能な開発と国際協力（2）
11	12月2日	【平和講座】国際熱帯木材機関（ITTO） シャーム・サックル事務局長 SDGs 達成への ITTO の取り組み

12	12月9日	【平和講座】 UNDP 駐日代表事務所 近藤哲生代表 人新世の脅威と人間の安全保障—地球との連帯で SDGs 達成を
13	12月16日	玉井秀樹教授（文学部・平和問題研究所所長） 平和学の課題としての人間の安全保障 — パンデミックとウクライナ戦争を超えて
14	12月23日	朝賀広伸教授（法学部） 環境法と環境マネジメント
15	1月13日	玉井秀樹教授（文学部・平和問題研究所所長） リフレクション「現代世界の平和問題」

創価高校「平和学入門」出講状況

No	日付	担当者	テーマ等
1	5月6日	玉井秀樹教授 (文学部)	紛争解決学 — ウクライナ戦争を考える
2	6月3日	小出稔教授 (大学院国際平和学研究科)	隣の国との平和学：日韓関係を考える
3	6月17日	葛木文湖助教 (平和問題研究所)	移民・難民の人権と平和
4	6月24日	佐々木論教授 (看護学部)	人間の安全保障と生命の格差
5	9月16日	久米川宣一准教授 (理工学部)	生物多様性と自然環境保全のために
6	10月7日	玉井秀樹教授 (文学部)	21世紀の核兵器の問題 — 平和学への招待 —
7	10月28日	高木功教授 (経済学部)	ポストコロナにおける私たちの生き方考える
8	11月4日	近貞美津子准教授 (経済学部)	SGDs と農業・食料
9	11月11日	杉本一郎教授 (国際教養学部)	WHY NATIONS FAIL? — アセモグル、ロ ビンソン理論の妥当性を一緒に考えよう —
10	1月13日	朝賀広伸教授 (法学部)	よりよい地球環境をめざして

創大平和研究

第37号

2023年3月16日発行

発行者 創価大学平和問題研究所
〒192-8577
東京都八王子市丹木町1-236
TEL : 042-691-8490
<https://www.soka.ac.jp/pri/>
印刷所 株式会社 清水工房



SOKA University